

平成23年第3回当別町議会定例会 第1日

平成23年6月6日（月曜日） 午前10時30分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 当別町農業委員会委員の推薦について

第 4 諸般の報告

第 5 理事者の報告

第 6 議員提案第1号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

第 7 議員提案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

第 8 請願・陳情審査付託の件

第 9 報告第 1号 平成22年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第10 報告第 2号 平成22事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類の提出について

報告第 3号 平成23事業年度当別町土地開発公社の事業計画及び予算に関する書類の提出について

第11 議案第 1号 固定資産評価員の選任について

第12 議案第 2号 平成23年度当別町一般会計補正予算（第2号）

第13 議案第 3号 当別町税条例の一部を改正する条例制定について

第14 議案第 4号 石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設に係る指定管理者の指定について

第15 議案第 5号 当別小学校屋内体育館改築工事（建築主体工事）請負契約について

散 会

午前10時30分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
税務課長	山崎俊彦君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
企画課長	熊谷康弘君
美しいまちづくり課長	堤和弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
教育委員長	大澤勉君

教 育 長	山 内 秀 治 君
教 育 部 長	小 山 久 夫 君
管 理 課 長	山 田 敏 行 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時30分)

○議長(高谷 茂君) ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成23年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りした日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

7番 臼 杵 英 男 君

8番 小早川 孝 男 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(高谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成23年6月6日から6月8日までの3日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、6月6日から6月8日までの3日間とすることに決定をいたしました。

◎当別町農業委員会委員の推薦について

○議長(高谷 茂君) 日程第3、当別町農業委員会委員の推薦についてお諮りをします。

議会推薦農業委員は1名とし、神林俊一君を推薦したいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議会推薦農業委員には神林俊一君を推薦することに決定いたしました。

ただいま当別町農業委員会委員に推薦決定されました神林俊一君よりごあいさつをお願いいたします。

神林君。

○9番（神林俊一君） 一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま議長より当別町農業委員会委員にご指名をいただきまして、身に余る光栄と存じます。言うまでもなく、本町の基幹産業は農業であり、今日その農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがございます。そういった中で私はみずからの経験を最大限に活用し、町政、議会とのパイプ役となって精いっぱい努力をしまっている所存でございます。どうか皆様方の一層のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◇

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

5月17日、18日に東京都で開催された第36回町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。

◇

◎理事者の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、理事者において報告事項があれば、その報告を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町

個人情報保護条例第32条の規定に基づき、平成22年度実施状況を報告いたします。当別町情報公開条例に基づき、実施機関への情報開示請求は12件ありました。内容を申し上げます。町長部局9件、議会1件、教育委員会1件、水道事業1件でありました。開示請求に対する決定等の内容については、12件の請求中開示が11件、一部開示が1件という状況になっております。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求は平成22年度において各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法等について請求者から不服申し立てがなかったこともあわせ、平成22年度情報公開制度実施状況の報告をさせていただきます。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議員提案第1号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年6月6日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、岡野喜代治、柏樹正、桐井信征、神林俊一、臼杵英男、稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

本年3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。よって政府においては、被災地への復興支援策の実施とともに震災による国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施するとともに、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。

記。東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書。

意見書につきましては、皆さんご高覧をお願いいたします。議員皆さんのご同意をよろしくをお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議員提案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年6月6日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、岡野喜代治、柏樹正、桐井信征、神林俊一、臼杵英男、稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

現在、避難場所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められている。しかし政府における防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。よって大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するため、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化を速やかに実施するよう政府に対し強く要望する。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書案につきましては、ご高覧お願いし、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号、第2号につきまして、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第8、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

請願・陳情文書表1番の陳情書については、会議規則第92条の規定により、総務文教厚生常任委員会に審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この陳情書については議会閉会中も審査するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 平成22年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成22年度当別町一般会計補正予算第6号第2条及び第8号第2条において議決をいただきました繰越明許費にかかわるきめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業、当別町共生型コミュニティ農園整備事業、強い農業づくり事業、都市計画道路ほか変更事業及び当別小学校屋内体育館改築事業につきまして、繰越計算書のとおり平成23年度会計に繰り越し使用することについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号、報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、報告第2号、報告第3号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました報告第2号及び報告第3号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、報告第2号 平成22事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類の提出についてであります。当別町土地開発公社理事長より提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会にこれを提出するものであります。

平成22事業年度は、前年度繰越金及び事業運営費としての借入金を主な財源とし、ゆとりっち稲穂の住宅用地26区画について販売予定策に基づき一般分譲を行った結果、8年ぶりに4区画の制約に至り、売却費相当額を借入金の一部償還に充てることができました。決算といたしましては、土地売却費借入金及び前年度繰越金等2,018万6,080円を収入額とし、借入金償還金及び借入金利息支払い等1,848万6,337円の支出額となり、差し引き残額169万6,743円を平成23事業年度に繰越し、当期純損金は経常損失分として1,496万2,707円、特別損失分としてゆとりっち稲穂の土地評価額1億3,785万2,533円、合わせて1億5,281万5,240円を計上するに至っております。

次に、報告第3号 平成23事業年度当別町土地開発公社の事業計画及び予算に関する書類の提出につきましても、当別町土地開発公社理事長より提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会にこれを提出するものであります。

平成23事業年度につきましては、繰越金を主な財源といたしまして、未処分分譲地の管理費と精算業務にかかわる事務費などを充当し、収入支出それぞれ170万円の予算を編成しており、平成23年第1回当別町議会定例会において議決いただいた当別町土地開発公社の解散に向け所要の事務手続を行ってまいります。

以上、報告第2号及び報告第3号についてよろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

渋谷議員。

○4番（渋谷俊和君） 当別町の土地開発公社の決算に関する第2号と第3号の問題ですが、私はゆとりっち稲穂の土地開発公社が扱ったこの問題について、多額な赤字をつくって、そして町の財政から持ち出さざるを得ないと、こういう実態をつくった町長の責任とこのはいかに考えておられるか、この点質問したいと思います。

○議長（高谷 茂君） 渋谷氏に申し上げますけれども、今の意見なので、質疑。今提案されている、そこにある点についての質疑をお願いします。

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めていますので。

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） ということで、今質疑を求めたので、意見ですので、議長は取り扱わないということにいたします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号、第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号、報告第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮を受け固定資産の評価を行い、市町村長が行う評価の決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を選任するため、同法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 平成23年度当別町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに188万1,000円増額し、その総額を81億5,934万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、がん検診推進事業費168万1,000円、農業生産資材安全使用等総合推進事業補助金20万円を増額し、その財源といたしましては道支出金126万1,000円、繰越金64万3,000円を増額し、諸収入2万3,000円を減額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 当別町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

東日本大震災の発生に伴う地方税法の一部改正により、個人町民税の雑損控除額及び住宅借入金等に関して被災した納税者の負担を軽減するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設に係る指定管理者の指定につきまして、提案の説明を申し上げます。

石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設の指定管理者として石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設管理組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、指定期間は平成23年9月1日から平成28年8月31日までとしております。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 当別小学校屋内体育館改築工事請負契約について、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成23年5月19日に4社による指名競争入札に付したところ、辻野建設工業株式会社が2億4,045万円で落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 今回のこの契約の問題なのですが、過去にも入札談合問題やその他いろいろな不祥事が当別町の中でもありました。したがって、私はこの指名競争入札にかかわって辻野さんに落札した経過まで、その4社の1回の入札で終わったのか2回目なのか、その資料もここで提出していただかないと、この経過についてわからないと管理ができませんので、ぜひ資料を出していただきたいと思います。

以上。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（高谷 茂君） 再開をします。

資料の関係についてお話を申し上げますが、資料は公開をされておまして、そういう点も含めて部局のほうから説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（江口 昇君） ただいまの渋谷議員からのご質問にお答えいたします。

当別小学校の屋内体育館の改築工事に関する入札の経過でございますが、入札の日時につきましては平成23年5月19日10時から当別町役場第2庁舎で行っております。予定価格につきましては2億7,556万2,000円、落札計画につきましては2億4,045万円となっております。入札を行いました、参加いたしました業者でございますが、全部で5社指名されておりましたが、1社辞退となって4社となっております。三栄・泉亭経常建設共同企業体、2つ目が辻野建設工業株式会社、3つ目が株式会社後藤組、4つ目が宮永建設株式会社。株式会社シゲハラさんにつきましては、辞退ということで4社となっております。

また、入札結果につきましては、財政課の窓口のほうで公表いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） ただいまの財政課長のお話ですが、公開されていることは知っております。過去にも私情報公開で資料をとって検討させてもらったケースがたくさんあります。その結果、いろいろ問題があるということを感じておりますが、今この提案されたものに関して後で資料をとって見たのでは、議決してしまってからでは賛成したとか反対したとなれば、その判断をする材料として、1社の辞退の問題と、その4社が1回で入札が決まったのか、あるいは2回かかわってやったのかとか、いろんなそういう金額的にも幾らで1回目入れたのか各社がどうなのかそういう資料を、2億4,045万円の辻野さんに落札に至った経過までの資料をぜひ見せていただきたい。情報公開して後で開示しますというのは初めからわかっておりますけれども、今この段階で適正に行われたかどうか。過去にもそういった問題があって、警察も役場に一斉捜索に入るような大変な事態が起きてきた経過もあるわけですから、そういった経過の中で入札問題は厳しく見ていきたいと思っていますので、ひとつ資料を提供していただきたいというぐあいに思います。

○議長（高谷 茂君） 渋谷議員に、発言中ですがけれども、今の大半がご意見なので、質疑になっておりませんので。

○4番（渋谷俊和君） 具体的な決まったところまでの資料について出してほしいということですから、それをただしたいということですから、ぜひそれは出していただきたい。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時13分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 今資料を渡されたのですが、私余り詳しくはないのでちょっとお聞きしたいのですが、辻野建設さんが最低の入札価格で札を入れたということだと思うのですが、2億2,900万だ。落札価格が2億4,000万だ。そこに増額しているのですが、その2億4,000万までであれば宮永さんもそれを下回っている金額で入札しているという経過があると思うのですが、ここら辺についてはどんなような経過の中でそういう金額に、落札価格になったのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 課長。

○財政課長（江口 昇君） ただいまのご質問でございますが、落札金額の2億4,045万という部分でございますが、こちらのほうは予定価格とともに税込み価格となっております。入札金額につきましては、税抜きで行うためにこのような金額になっているところでございます。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 消費税が加わって2億4,000万ということですね。わかりました。

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

あすは午前10時から開会をいたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第3回当別町議会定例会 第2日

平成23年6月7日（火曜日） 午前10時02分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時02分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
納税課長	加藤慎也君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
教育委員長	大澤勉君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君

管 理 課 長	山 田 敏 行 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開議の宣告

(午前10時02分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、お手元に配付の日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

7番 臼 杵 英 男 君

8番 小早川 孝 男 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はさきに配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、会議規則第54条の規定により質問及び答弁はすべて簡明にするようお願いをいたします。

通告第1番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○4番(渋谷俊和君) それでは、一般質問をさせていただきます。私は、1年生議員の渋谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。質問通告の順序、若干順番ずれますが、お伺いします。

まず最初に、4月24日行われた当別町議選、投開票で行われた当別町議選の選択の結果について、町長はどのように見ているかということをもっと伺いたしたいと思います。私は、今度の町議選は泉亭町政に対する町民の評価、また議会あるいは議員本来の任務である町政に対するチェック機能がしっかり果たされていたかどうか、これをめぐって厳しく問われた選挙ではなかったかと、このように考えております。特に泉亭町長の与党会派であった緑風会所属の議員の得票が全体として下位に沈み、一方泉亭町政に最も厳しく批判してき

た私渋谷がトップ当選した。そしてまた、新人候補が全員上位当選という結果、これは偶然ではないと思います。この厳しい町民の審判を町長はどう受けとめるのか。結果として与党会派は結成されないことになりましたが、この結果についてどう受けとめるのか、まずこのことを最初にお伺いしたいと思います。

次に、町長の町政に対する基本姿勢について幾つかただしたいと思います。その1つは、憲法に規定されている政教分離の問題です。当別町作成の看板にSGI会長池田大作という表示がされている問題です。同氏は、ご存じのとおり創価学会の第3代会長であり、現在も実質的な創価学会の代表的な存在です。これに公金を使ってプレートに名前を刻み、公道上に掲げるという行為、これは憲法で規定されている憲法第20条及び89条に抵触すると思われませんが、いかがか。もしほかの宗教団体の代表が、創価学会以外のいろんな団体あります。キリスト教もあります。いろいろあります。そういった団体の代表が来町したら、すべてプレートに名前を刻むのか、創価学会だけ特別扱いをするのか、その理由は何か明確にお答え願いたいというぐあいに思います。

2つ目、観光旅行と見える出張に公費から旅費を支出している問題です。平成18年の6月、姉妹都市であるレクサンド市を訪問した際、帰路2泊をとってパリに滞在し、ベルサイユ宮殿、ルーブル美術館を視察、さらにその復命書によれば近郊に足を運んで美しい景観によるまちづくり視察のため、このように復命書に記載されています。これは、単なる観光ではないのか。一般社会の中では、当然これは観光旅行だ。観光旅行までなぜ公費を使って出すのだ。ましてや当別町はいろいろ財政が厳しい、自己負担をしいていく中でこのようなことが一方ではされているということは、どんなことがあっても納得ができないというのが多くの町民の気持ちであります。また、この復命書に美しい景観によるまちづくりのスローガンをよく使っておりますが、出張名目のために美しい景観によるまちづくりが使われているとしか思えないような実態があります。このような事実についてないか、見解を伺います。

3つ目は、町営住宅の問題であります。憲法の25条では、すべて国民は人間らしい生活をする権利を、生きる権利を持っている、すなわち生存権の保障をうたっております。公営住宅法は、この憲法に基づいて第1条目的に、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。そして、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。そのことを目的として公営住宅法があります。しかし、当別町の公営住宅者の実態はどうでしょうか。また、公営住宅入居者の声、本当にたくさんの方がいます。建ってから古いということもありますけれども、基礎が低く排水されない、雨が降るたびに床下に水が入る、年じゅうカビが発生する、湿気が多い。自分の子どもは、湿気によるカビでぜんそくになりました。周りには高齢者、ひとり暮らしの方が多く、冬は救急車も入れない状態。まさに緊急の場合、命の保証もない。町長を初め、役場の偉い人は何を考えているのかという声が私のほうに寄せられております。ほかにもたくさん切実な声がありますが、時間

の関係で割愛しますが、ある意味では東日本の被災者よりもひどい状態にあると、被災者だというような声すらあります。年間1,000万にも満たない補修費で500戸近い公営住宅入居者の声を後回しにして、ぼんと大崎に4,000万の専決処分でお金を出す、これはさきの臨時会で賛成多数で決まりましたけれども、まず自分のところをしっかりとしてからという声にあなたはどうかたえるのか、この点をはっきり返答いただきたいというぐあいに思います。

4つ目には、公務員のモラル、町長の姿勢についてであります。憲法の15条2項では、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと明記されています。当別町発注の工事に関しても当然その基本は守られなければなりません。貴重な税金の面から見ても、競売入札妨害罪は本来公共団体発注工事については住民の税金で賄えるものであって、そのためできるだけ適正かつ低廉な価格で発注できるよう公正な競争をさせるべく入札制度が設けられている。この趣旨からも、入札制度の根本を否定するという入札妨害罪というのは重大な犯罪です。過去には当別町でも役場に一斉捜索入るという重大な事件もありました。これは、議会のほうでも議長室で、当時の建設部長にどこどこを指名するという話があったということも論告求刑の中で検察側から出され、裁判でも確定しておりますが、こういう我々議会の側でも反省しなければならない問題であります。しかしそういう競売入札妨害罪、すなわち談合や入札価格を漏らす行為、大した罪ではない、そういう犯罪した人間を町が重用するということは、どういうメッセージを与えるか。それは、こういった妨害罪というのは大した罪ではないというメッセージを与えることにならないか。ことし2月号の「財界さっぽろ」にも特集が組まれていますが、その後段によつぽど当別町が談合に対しておおらかなのだろうか、それとも……とやゆされています。私は、この点についても町長がそれを重用した方ですから、そこら辺の見解について町民の多くの人たちが思っている思いにどうかたえるのか、見解を伺いたいと思います。

5つ目は、さきの臨時会でとった行為についてであります。議員に対する質問権はないのだということは議長から指摘されました。反質問権はない。この問題はさておいて、本会議での質問者に対し昼食休憩に入った議員控室まで、弁当も用意され昼食をとろうとしていたそういう間に議場から追いかけてきて、議場でも追及し、議場からさらに議員控室にも追いかけてきて、「あんたは何をしたんだ、幾らだったらいいのか」などと詰問調にしつこく迫り、「それは本会議で議論すべきことだ。直ちに議員控室を出ていきなさい」と私は指摘しました。あなたは控室を出ましたけれども、それでおさまりましたけれども、行政のトップである町長が議場及び議員控室まで追いかけてきてこういう態度をとるということは、私は許されるべきことではないし、この件について反省しているのかどうなのか、当たり前と思っているのかどうなのか聞きたいというぐあいに思います。

最後に、町広報、去年の12月号に掲載された「町長への手紙」について、苦情は受け付けない、こういう文言がありました。これはどういうことですか。苦情こそ改革の宝であります。苦情があるからこそ改善できるのであります。その苦情を受け付けないというこ

とは、全国自治体広しといえども聞いたことがありません。封建時代でさえも目安箱のように庶民の声、苦情を聞く、そういう手段をとっていました。住民こそ主人公の現在、町長が住民の苦情に聞く耳を持たないということは、町長としての任を放棄するということに等しいではありませんか。あなたは即刻辞任すべき行為である、私はそう思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ここで15分休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。

町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員の一般質問にお答えします。

最初に、当別町議会議員選挙の結果について町長の見解をとということでございますが、私は町議選挙で有権者が厳粛なる投票結果について、いやしくも定例議会において私見を述べる立場にないことを質問者にご理解をいただきたく思います。

次に、憲法に規定されている政教分離の原則について、憲法20条及び89条についての質問でありますけれども、当別町は平成13年以降、つまり私町長にさせていただいたときですね、当別駅、それから太美駅前広場、また自由通路などに当別の名を広めてくれるような活躍をされた個人、団体等をボードで、あるいは石板で顕彰することにしております。その一つとして、スウェーデン国王陛下あるいは池田大作氏並びに当別レクサンド姉妹都市提携20周年記念事業に参加されたスウェーデン大使など、来町されたことに感謝をして、スウェーデン橋にその名を刻んでおります。池田大作氏は、国連平和賞、国連榮譽賞、世界各国から国家勲章、さらには大学から博士号を授与されている方でありまして、その博士号の数も相当であります。そういう方がスウェーデンヒルズへ視察のために来られて、スウェーデン大通を通られて橋を渡られたということで、その名を刻んでいるものでありまして、その費用はおおよそ2万円程度であります。そういうことをもって町が宗教団体に特権を付与しているとか宗教的活動を行っているとか、また宗教上の組織もしくは団体等に便宜もしくは維持のために公金を支出しているということにはならない。憲法20条、89条に抵触するものとは毛頭考えておりません。ご理解いただきたく思います。

次に、国際交流にかかわる質問であります。当別町は24年にもわたり国際姉妹都市交流を続けてきましたので、国際交流の基礎的な部分である町のイメージアップや人材育成に関しては一定の成果があらわれてきていると考えております。今国際交流において、最

大の目標はこれまでの成果を生かした産業交流や経済交流の推進、そして国内にとどまらず、北欧の企業にも当別に目を向けてもらう段階にあるところでもあります。さて、平成18年度のレクサンド訪問事業については、当別レクサンド都市交流協会、そういう団体と町が連携共同事業として町が補助金をその団体に交付しながら実施しているものであります。当別町からレクサンドまでの日程調整については、移動に片道25時間ほどかかりますし、日本からスウェーデンまでには直航便がありませんので、乗りかえる必要があります。一般的に経由地で前泊、後泊する工程を考えなければなりません。また、団員の皆さんから渡航経費の自己負担分をいただいておりますので、一生のうち何度も欧州に行けないのですから、他国を視察したいという要望もありますので、国際感覚を磨くという観点から美しいそれぞれのまちを視察するという、そういうことを含めまして町としても承しているところでありまして、平成18年度については特にサッカーワールドカップのドイツ大会が重なったこととレクサンド市の夏至祭を開催中に訪問したということから、レクサンド市側の受け入れ態勢などいろいろ制約がありまして、このような日程を国際交流協会が組まざるを得なかったわけでもあります。当然国内外問わず、姉妹都市交流に関しては町の決算監査及び全議員によって構成される決算審査特別委員会の議を経ておりますが、何の疑問も指摘も受けず、それぞれ承認をいただいているところでございますので、何ら問題がないと考えております。

次、人間らしく生きることのできる公営住宅をという緊急にただすというご質問でございますが、憲法第25条に規定されている生存権、すなわち人間らしく生きる権利について、衣食住はその基本であるが、この関係でございますが、現在当別町で管理している公営住宅は101棟498戸あります。公営住宅の運営は、基本的に家賃収入で賄うものであり、平成22年度の家賃と駐車場による収入は約5,830万円に対しまして、支出の主な内容は起債償還金が、この建物のための借金が5,370万円、土地の借上げ金が約780万円、除排雪委託額が約570万円、修繕費等に要する金額が1,070万円と合計7,790万円となりまして、3,060万円は家賃に比べて支出超過になっている現状であります。特に除排雪などは、個人住宅を持っておられる人はご自分で払っていただくわけですけれども、町営住宅の場合は町の財産ですから町が払っているということでございますが、そういう状況の中で入居者等の連絡により修繕する場合は専従の担当職員が、8,890万円かかるほかに担当職員を2人充てておるということでございます。この費用も当然あるわけではありますが、現状現場の状況を確認し、計画的に行っておりまして、昨年度は床落ちが27件、建具のふぐあいなど修繕が65件、畳の表がえや入れかえなど合計182件の修繕を行っております。共同部分の害虫駆除やハチの巣の除去などは町で対応しておりますが、住居内の害虫の駆除など衛生管理は一般住宅と同じように入居者の責任で快適な生活を送っていただけるように工夫しながら、みずから行っていただいているのであります。町としては、大変厳しい財政状況の中で最大限努力をしており、憲法第25条の規定に触れるというふうには思っておりません。

次に、入札に関する質問であります。私が町長に就任したのは平成13年8月2日です

が、私の就任後談合などは一件も発生しておりませんし、地方公務員法の第16条に抵触する欠格者は採用しておりません。また、職員の中から重要な職につく場合はすべて議会の満場一致の賛同をいただいて任命しております。なお、私は一々雑誌のことについて、この厳粛なる議会でコメントするようなことは差し控えたいと思いますので、渋谷議員におかれては議員でありますから、この点は十分理解していただけるものと思います。

次に、行政のトップと議会の自立権についてということですが、5月11日の臨時会の専決処分をめぐって報告案件について議論が交わされたことは事実であります。しかし、私はこの議場外で渋谷議員さんと一言も会話をしておりません。また、議場外での会話の件をこの厳粛な定例議会において一々一般質問されましても、それに答弁する必要性を認めませんことをご理解いただきたく思います。

最後に「町長への手紙」についてでありますけれども、町の広報紙に同時に挟んでお配りする「町長への手紙」、この趣旨については誤解をされているようですからお答えしますが、「町長への手紙」は日ごろ町民の皆さんが考えているまちづくりのアイデアや意見をお聞かせいただくことを目的としているものでございます。町民からの一般的な苦情について行政として常に受け付けておりますし、また窓口、電話、メール、または私が直接面談するなど、その都度情報のあり次第、あらゆる対応をいたしております。お寄せいただいた手紙は必ず私が目を通しまして返信をしておりますし、必要によっては私もしくは職員が差出人のわかる方については面会をさせていただきまして、お話を詳しく伺っている状況でございます。

以上で渋谷議員に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 今町長からの答弁がありました。率直に言って、その多くは非常にすりかえているなという感じを最初にいたします。まともに質問に答えていないというのが率直な全体の感想であります。

まず1つ、町議選の結果の問題ですけれども、確かに町民の厳粛な選択の結果である、それはそのとおりであります。しかし、やはり町政についての多くの批判や、あるいはそれに対する具体的な対応、町議会議員ですから。また、議会について本当に泉亭与党としてやってきた会派がどんなぐあい町民の選択を受けたのかという問題についても結果については明らかにその数字が物語っております。そういう問題について、少なくとも町長は町政を進めるに当たって、やはり自分に対するいろいろな意見があったと、ご批判もあったと、その点は結果から厳粛に受けとめて、そのことこそ厳粛に受けとめていくという姿勢が大事ではないのか。それは、私見を述べる立場ではないというような全く町長として、行政の責任者として今度の町議選の結果を素直に学ぶという姿勢が全く見られないという点ではもうちょっと具体的に、少なくともあなたが、あなたの与党であるところがどうであったのかということまで私は結果として町民がどう批判したのかということも述べているわけですから、少なくともそのくらいは感想については述べていただきたいという

ぐあいだと思います。

それから、2つ目の問題、政教分離の問題です。創価学会の宣伝を随分されていました。大学の学位論文だとか顕彰だとかそれぞれありますとか、それは聖教新聞見て私もわかりますから知っております。しかし、今そういうことをあなたの言葉でかりれば厳粛な議会の場でそんなこと特定の宗教団体のことを延べ延べと延々と話すということ自体が不謹慎である、私はそういうぐあいに指摘しておきたいと思います。なぜかなれば、それは金額が2万円だからいいのか、そういう問題ではない、私は思います。幾らならいいのかという問題も、逆に言えば2万円だから大したことないのだという言い方は、私は全くそれはごまかしにすぎない。あの看板を立てたのは、掲示されたのは平成15年だと思います。13年にあなたが町長に選挙で伊達さんを破って選ばれた。その2年後の掲示だというぐあいに私は記憶しておりますけれども、そういった意味で私は、ではそれ以外の宗教団体やいろんなそういう方が当別町を来町してきた場合に同じように全部その都度掲示をするのかということをおひとつここで具体的にお聞きしておきたい。いや、それは無差別ではないというのであれば、なぜ創価学会池田大作の名前だけがそこで載せるのかという問題にどうしてもぶつかるわけです、町民は。金額の大きい少ないとか字の数が大きいとか少ないとかという問題ではない。本質の問題について、やはり地方公共団体や国がそういう特定の宗教団体に関してお金を支出したり、そういうことをやってはならないということが明記されているわけです。ですから、そういう意味で金額的な問題ではなくて、そういうことをやって、議会でそのときの決算報告や質問や意見も出なかったからという問題ではない。これは、やはり本質的な町長の基本姿勢として憲法をきちっと守っていく立場に立っているのかどうなのかということが厳しく問われている中身だというぐあいだと思います。少なくとも私はこのきょうの質問を契機にして、取り外しをぜひお願いをしたいというぐあいに思います。

それから、3つ目であります。観光旅行に公費を支出するという問題。レクサンドとの交流協会そのものを私は否定しているわけではありません。それは、いろいろな各界から交流協会に入って、いろいろ姉妹都市としての交流にご努力されているということは理解いたします。ただ、私はやはり町の副町長及び職員2人がこの観光旅行の同じような中身をして全部公費で賄われているということについて極めて問題でないのか。一般町民が見ても9割の方は、私が聞いた中での9割の方はこういう観光旅行まがいのものに町が貴重な支出、ましてや公営住宅も言っていましたけれども、非常に財政が厳しいということで公営住宅の方たちはあそこを直してほしい、ここを直してほしいと言ってもなかなか町は財政が厳しい、あなたのあれでやってくれというぐあいに言われる。たくさんその例があります。そういう中で、片一方ではこういう無駄遣い、観光旅行のものを公費を使っているということがやはり私は町長の姿勢として問題ではないのかというぐあいに考えております。何の質問も指摘もない、今までなかったということは答えにはならないというぐあいに思います。やはり今後の町政を進めていく基本姿勢としても、こういう無駄と思われ

るものやそういうものについては積極的に省いていくというような答えが私は必要ではないのかというぐあいに考えますが、この点についても改めて指摘しておきます。

それから、町営問題ですが、家賃収入の問題、支出の問題、特に負債償還金が大きく大半がいくというのは、これはどこの自治体でも同じことだと思います。しかし、一番大事なことは、本当に健康を害するような、常時湿気がひどくてカビが常時生えていると。そして、畳の表がえしてくれても、表がえではダニは取れない。そういうひどい状況の中でのいる。そして、日曜日の日もちょっと東町団地行ってきましたけれども、やはりこの冬の雪で屋根が崩れてきている、そういう状態もあります。これは、やはり早目早目に屋根のペンキ、塗料を塗りかえる、そういうことをしてこないために、それが結局屋根の雪おろしは自分負担だということで、なかなか住む人がそこ不在だという場合に特にそのままになって、もうばんばんに氷になって、春先になったらどんと落ちるという状況で屋根がゆがんできている、屋根が波打ってきている、そういうところが何カ所かあります。樺戸団地もそういう状況があります。私は、そういう意味で、やはり本当にいつどうなるかわからないような状況、また湿気の状態、そういったいろいろな問題について、根本的な解決をやはり今後公営住宅の建設問題、昨年9月でしたか、定例会だったと思いますが、ある議員の質問の中で当別町は戸数七千何カ所でマンションやその他入れたらそれ以上の数があるから、今住宅は全体として足りてはいない、こういう答弁がそのときのやりとりであったと私は記憶しております。しかし、それはそういう問題ではなくて、やはりその中に現実に公営住宅法に基づいて建てられた公営住宅、大家さんは町ですから、借地借家法の立場からいってもやはりきちっと本来大家さんのほうが直すべきもの、手を打つべきもの、そういうものについてはもうちょっと積極的に私は町営住宅問題に取り組む必要があるのではないのかということを改めて指摘しておきたいし、財政的に厳しいという話もありましたけれども、それはもう厳しい中で全部やっているわけです。だから、それ以外の支出についてももう一回見直しをかけたたりいろんなことをやると。町長の給与も含めて見直しをかけるということが必要だと思いますから、そういう点で私はこの点、公営問題については再度指摘しておきたいというぐあいに思います。

それから、公務員のモラルの問題、競売入札妨害の問題、就任後一件も発生していない、雑誌についてはノーコメントですということを言われました。私は、しかし現実にあれだけ大きな、平成8年でしたけれども、あれだけ大きな事件で町を揺るがしたような、道新にも出ていましたし、本当に町じゅう大騒ぎになりました。本当にそういう事件について、やはりそこからどう反省するのか。これは議会も含めて私は思いますけれども、議員も絡んでいたというぐあいに論告求刑の中では出ていましたので、私は裁判所に行ってあれしたわけではないけれども、その論告求刑の書類を見ますと、確定の書類を見ますとそういうくもりもありますから、そういった点では議会の側も積極的に反省する材料はつくりながらも、やはり厳しく競売についてもこの入札妨害罪の問題、町もその点ではしっかりと受けとめて、その後もやっけてきているのだということ。例えば落札率の問題についても、

今私がとった資料では九十五、六%がざらであるというぐあいだと思います。きのうの補正予算の入札の落札率は八十数%、90%近い数字でしたけれども、やはりそういった点で一般的に見ても、本当に人事権を持っている町長ですから、そこはもっと厳しくやっていくという姿勢が必要ではないか。その点でも、やはりそういった競売入札妨害、もう一人元収入役はそれに文書偽造の問題があったから懲役と罰金がありました。その町の当時建設部長だった今副町長は罰金だけで済みました、確かに。しかし、それも確定した犯罪ですから、やはりそういった点についてきちっと厳しく人事についても措置するという事は、議会の中で問題にならないから、どうだからという問題ではない。町長としての、人事最高権者としての姿勢がそこで問われている。町民もしっかりそれを見ている。その後もまた同じことをやられているのでないかという疑心暗鬼を生むような常態はつくらないという姿勢が、決然とした町長の姿勢が必要ではないかなというぐあいに考えております。

それから、町長の臨時会での行為の問題。先ほどちょっと休憩の中で聞きましたら、4年前にも同じようなことがあったということがその議員の方は言っていました。議員控室まで押しかけてきて、いろいろ話した。その話し方も尋常ではない。私が指摘するのは、本会議で本来話すべき問題、その問題について質問した議員、私とっていないです。質問した議員を追いかけてきて、議場の入り口、議員控室の入り口まで追いかけ、また議員控室に入ったら議員控室まで追いかけてきて、そして同じように詰問調に「あんた何やっていたんだ」と、「幾らだったらいいんだ」というようなことを言っていたということで、それは私に対して言ったというのは私は一言も言っていません。その議員についてそういうことを追いかけて言ってきたので、私は「それは、あなた本会議でやることだから、すぐ出ていきなさい。ここは議員控室で休憩中なんだ」ということで、あなたは出ていきました。私は、そういうやはり町長としての振る舞い、行為、非常に乱暴である。うわさによれば、瞬間湯沸かし器だなんていう話もありますけれども、私はそういう点でいえばやはり議会と行政との関係でいえばきちっとけじめをつける。本会議の中で発言すること、それをまた個別的に追いかけて行って、本会議でやるべきことをそういうぐあいに詰問調でやる。議員控室まで入って行ってやる。大事な昼食休憩時間をつぶしてそれをやるということ、そういう行為自体、私は本当に許されないことだというぐあいに思いますので、改めてそのことを指摘しておきます。

最後ですが、苦情は受け付けないという問題、これは誤解されているものでも何でもありません。町長が町民からの苦情を受け付けない、趣旨はそうでないということは、何回言ってもそれは通りません。文書で苦情は受け付けませんということを、そういうことを出すと。中に苦情も入ってくるでしょう、意図に沿わないものもあるでしょう。しかし、そこに宝物があるかもしれない。その指摘が本当にこれからの町政に生かす大事なものを含んでいるかもしれない。そう考えて、やはり町民の声はどんな声でも聞いて、そこから学んでいくという姿勢が必要ではないか。ちなみに、町民相談室の月曜日朝行われている相談件数ですが、最近の状況、あるいは1年前、2年前の状況、相談状況、何件あるのか、

それをちょっと明らかにしていただきたいと思います。

以上で再質問終わります。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、30分休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時30分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

渋谷君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員の再質問にお答えいたしますけれども、最初に町議選挙のことについてでございますけれども、地方議会は政党政治でもありませんし、議院内閣制でもありません。ご承知のとおり、議員は議員、町は町で選挙をされるものでありますから、首長がどうだからどこかの党が伸びたとか縮んだということは直接関係ないものであります。まして当別町議会には与党、いわんや野党などというものはございません。したがって、最初に答弁したとおり、私は厳粛な選挙民の結果について論評する立場にはございません。

次に、スウェーデン通に銘板を打ったことについて、申し上げておりますように団体であろうと個人であろうと、例えば国体に行ってきたとかいろいろなことについて当別の名を高めた人、そういうことも銘板に、駅前の方に掲示してありますし、橋のように著名な方が当別にわざわざお越しいただいたというようなことは、宗教家だから、大政治家だからということではなくて、団体であろうと個人であろうと当別町の名を広めてくれた方、こういう方に敬意を表し、感謝を込めて当別町ではこういう方に授与を行おうということを決めてきていることでもありますので、ご理解をいただきたく思います。

それから、国際交流の問題については、そのときはその後当別町で行われる20周年の打ち合わせのために、本来ですと私が参加すべきものを普通の交流と違って、向こうへ行って打ち合わせすることがたくさんありましたから、そういうことで私にかわってこのときは副町長が行きました。当然私が行っても副町長が行っても町から国際交流の打ち合わせにふさわしい職員が最低2人はついていかなければなりませんから当然の出張業務でございますし、その場合交流団体と同じ行動するのは当然のことでありまして、これがあたかも観光旅行などというふうに私は考えておりません。それぞれ精力的に国際交流、そしてまた当別で行う事業について精力的な打ち合わせ業務をするために行ったものであります。

次に、町営住宅の関係でございますが、非常に古くなって難渋されていることは私は重々承知しております。しかし、1回目に申し上げておりますように、町営住宅というものは基本的には家賃収入で賄うことになっておりますので、それを大幅に一般財源も出さな

がら、どうかこうにか維持をさせていただいてきました。これからも計画的に修繕を進めていくつもりでございますが、いかんせん相当古いところもありますので、そのことについては今後も計画的な修繕に努めますけれども、そのことと大崎市に災害復旧のために義援金を差上げたこととは直接的に関係するものではございませんで、町政は各般にわたって議会とともに執行していかなければならないものであることをご理解いただきたく思います。

それから、町長が議会の自立権を侵したかのようなお話がございますけれども、地方議会、これは共同体として地方公共団体に認められた自主自立権というものは仮に町長と議会が議論を時には激しくしたとしても、お互いに自主自立権を侵されるものではありません。町長が議会の自立権を侵せるようなものでもありません。議会は、自立対応として会議の秩序を維持して、例えば本会議の中での酒、たばことか、そういうことも禁じられているようなこともちゃんときちっと守り合うとか、そういう秩序を破る場合は、これはやっぱり議会の中で是正し合っていくということで、時には制裁もあり得るというようなこと、地方自治法の規範が示されておりまして、議会において特定の個人について私的に名誉毀損をすとか、そういうようなことはだめだとか、いろいろございます。しかし、控室で町長と議員とがいろいろな懇談が、あるいは談話が、あるいは議論が熱中するようなことについて、それはその問題でありまして、いわゆる議会の自立権、そういうものを脅かすということとは違いますが、ご指摘いただいた点につきましては、私もご指摘ありましたように、余り好きな言葉ではありませんけれども、瞬間湯沸かしというふうに随分過去にも言われました。そういうことについては、きょうご指摘はありがたく受けとめて考えなければならない点があれば十分に考えていきたいと思いますが、申し上げたいことは町が議会の自立権を、あるいは自主権を脅かすようなことではないということをはっきりと申し上げておかなければならないと思います。

次に、おはよう町長室もやっておりますが、これは平成15年から今日までに大体朝513組、人数にして1,404名の方がお越しになっておりまして、ほとんどが建設的なお話をいただいております。非常に私はわざわざお越しただく、ありがたいことだと思っております。町長に会ってお話をどうしてもしたいという方については、月曜日の朝8時半から9時半までは必ずおりますということを約束させていただいて、あらゆる日程についてはこれを最優先してきておりまして、特別な場合はあれですけれども、ほとんど今までおはよう町長室は開いておりますという状態でございます。また、町広報に「町長への手紙」というのを入れさせていただいたことは、このおはよう町長室にお越しになれないような方が建設的な意見を述べたいという場合について書いていただこうということで、しかもパソコンもメールもできないという方のために考えようということであります。ただ、往々にしてこういうことには町職員の悪口というか、あるいは隣近所の方との除雪がどうかこうとかということの批判とか、そういうことが昔の投書箱のような役割を果たすことになってはならないと考えまして、そういうものではございませんということを担当職

員のほうで気を使っているものでございまして、議員がご指摘されるような、そういう考え方で私たちは町民の意見を聞かないとか、そういう苦情をうちは受け付けないと、そんなことはありようもないことですので、賢明な渋谷議員がその点のご理解をいただけないとは思っておりませんので、ご理解いただきたく思います。

順序は最後になりましたけれども、公務員のモラルの問題についてでございますけれども、当別町の副町長は当別町役場の職員を平成17年3月31日に定年退職後、一定期間事務を離れまして、副町長として就任することについて平成18年1月の1回目の町議会定例会において議会の全会一致の同意をいただいて平成18年4月1日に選任しております。また、22年1月の第1回の定例議会においても全会一致で同意をいただいておりまして、22年の4月1日から再任されているということでございまして、最初に申し上げておりますように不幸にしていろいろな事件に関与されたというふうにみなされたことはありますが、そういうことがあったとしても職務を定年まで全うできる立場であったということ、そしてなおその後議会にお諮りして現在の職にふさわしいと認めていただいているということ、そういうことを私は強調しなければならないし、先ほど申し上げましたように町と議会との自主自立権の中では厳しい決まりがあること。例えば議会においていろいろ過ぎた発言は議会みずからこれを浄化しなければならない、そういうことがありますので、その点についてはお互いに議会の重要さ、厳粛さというものを認識し合わなければならないことを申し添えさせていただきます、答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷氏の発言の前ですけれども、残り時間5分ということをご認識いただいて発言を願います。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 持ち時間が少ないので、早速……多くは、今後についてまた推移を見ていきたいというぐあいに考えていますが、2つの点。

1つは、政教分離の問題、私はいわゆる憲法で決められている特定の宗教やそういうものを国や地方の団体がお金を出したり物を使ったりしてやってはいけませんよというその規定について、そこがどうなのかという問題で、創価学会だけがなぜそれに合致するのか。宗教団体だと思いますから、そこを聞いているわけです。全然答えがかみ合っていない点だけ、その点だけ指摘しておきたいというぐあいに思います。

それから、2つ目です。公営住宅問題です。多くの職員、2人の担当職員は大変苦労されていると思います。私がとったアンケートの中でこんな文言があります。今後の行政に活用してください。役場の人は机に向かうだけが仕事ではないと思います。実際団地に住んでほしい。特に夏、冬、古い建物の分基礎が低く、気候の影響を受けやすい。湿度は年間通して高い、常にカビが発生、湿気の多さには参ります。排雪は最低です。大きな通りしか排雪せず、細かい団地、団地は年に1回しか排雪しません。私の住んでいる周りは高齢者、ひとり暮らしが多く、冬は救急車も入ってこれない状況です。町内会費と別に除雪費負担金を毎月払っていますが、全くそれは生かされていないのが現状です。我々はだま

されています。苦しい財政なのかもしれませんが、少しでも団地に目を向けていただきたいという、これアンケートの例であります。このとおりかどうか、一生懸命苦労しながらやっている担当者もいますから、その点ひとつ参考にしていただきたい。

本当の最後ですが、同じ公営住宅の問題で今後改善することでぜひ検討していただきたい。最後提案であります。補修について、指名業者以外の人たちも地元の大工さんだとか塗装屋さんだとか左官屋さんだとか、いわゆるひとり親方の主な人たちが指名業者にはなっていないのですが、しかし経産省か国土交通省かわかりませんが、そういう地域の業者も活用して町の発注する工事に50万以下ならいいとか30万以下ならいいとかやっている自治体もあるかと思えます。そういうことも活用しながら、思い切って補修の問題についてもうちょっと力を入れていただきたいということを話して、私の再々質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 渋谷議員に申し上げますけれども、1点目の問題は指摘をすることだけなので、先ほど注意しましたけれども、指摘は指摘だけで終わります。質問でないということですね。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 即刻答弁したかったですけれども、3番目は通告外ですから5分間休憩。

○議長（高谷 茂君） 5分休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。

渋谷君の再々質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 一番最後に町営住宅の修繕のことについてお話ありましたけれども、それはもう今までもずっとそういう形で町内の指名業者とかそういうことにかかわりなく、ご発議あったようなことをやっておりますので、今後も予算の許す限りそういうことについては同じような方法でやってまいります。

また、いろいろ指摘ありましたけれども、最初に渋谷議員は聞き漏らしたのかもしれませんが、宗教団体であるからとかということとは関係ないと、そういうことにこだわっているものではないということを申し上げておりますので、これは議場に公明党の先生もおられますし、共産党の先生もおられますし、自民党の先生もおられます。そういうようなことを考えまして、間違いなくそういう宗教団体、政党にかかわりのない形でやっているということを1回目に申し上げていることを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。

1時から再開をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

次に、通告2番、桐井君の質問であります。

桐井君。

○12番（桐井信征君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

さて、先般町議会議員の選挙が行われ、私も選挙戦を通じて住民の切なる声、要望などを多数お聞きしたわけですが、議会は町政執行に関し十分なチェック機能を働かせるとともに、私たち議員個人も町民の負託にこたえるべく議員活動をさらに活発にさせなければならないと決意を新たにしたところでございます。

私のこのたびの一般質問の趣旨は、本町のまちづくりにおいて最上位計画である当別町第5次総合計画も3年目に入りました。実質的な動きを見せる時期に来たと考えておりますし、町長自身町政執行方針の中で各事業の成果を目に見える形にしなければならないと述べられているのであります。私は、総合計画の基本施策を推進する意味から重要と考える個別案件の進捗度や実施に向けた考え方などをお伺いしようとするものであります。町長、教育長におかれましては、できる限り町民にも理解しやすいように、わかりやすい言葉で簡素にご答弁をいただきたく思います。

さて、総合計画の基本施策のうち1番目に住みよいまちづくりが掲げられ、地域コミュニティの創造、向上や住環境の整備などの施策の方向性が示されております。私は、その中でも特に福祉的施策で利用者の視点に立ったサービスに関連した質問をいたしますが、なぜなら日本の高齢化は国立社会保障人口問題研究所の発表によると、2010年では22.57%と世界第1とのことであります。当別町においても、同様に22.76%で約4人に1人が高齢者で超高齢社会を迎え、特に介護を必要とすることが多くなる後期高齢者の数が増加傾向であると報告をされております。高齢者が増加するということは、総体的に体が不自由な方や障がいを持つ方がふえると考えられ、近年多くの施設でだれにでも快適で使いやすいというバリアフリー化や現存する障がいを取り除くユニバーサルデザイン化が進められております。具体的には、平成12年度に施行された交通バリアフリー法で駅、行政、文教施設、病院や福祉施設など、それぞれの施設をバリアフリー対応するとともに、スムーズな移動が可能となるよう道路環境をも整備するということが進められております。民

間では既にこの考え方が進んでおり、トイレや通路、さらには階段やエレベーターなどでバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の意識が進展し、今後かつて例を見ないスピードで進行し続ける超高齢化社会に対応することが社会の常識になるものと考えます。

そこで、お伺いしますが、総合計画で示される利用者の視点で福祉サービスの仕組みづくりに関し、本町のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるとき、公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの現状をどのようにとらえておられるのか。また、10年の総合計画の期間内に概略的なスケジュールや目指す姿勢をどのように描いておられるのかお伺いしたいと思います。

しかしながら、このような地域づくりはすべての施設や環境を一遍に変えていくことはできない。長いスパンで大きな課題でもございます。私は、この重要な施策の先鞭を、すなわち先駆けるその意味から、またシンボリック的存在として役場庁舎に階段昇降機を設置してはいかがかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。3階まで階段を上げない、エレベーターもなく車いすで担当部署に行けない、このような事例の改善をできることから取り組むという姿勢も大切であると考えます。また、これと同様の案件として太美駅の上り下りのホームをつなぐ跨線橋にも階段昇降機などの利便性向上設備が必要です。これは、JRが設置する設備と考えますので、町はJRに対して強く要望を実施していただきたい、このように思います。さらに、太美の駅舎内にあるフィーカ、これは町の玄関口である西当別地区でインフォメーション機能を持つ大変有意義な施設にもかかわらず、現在多目的トイレが使用できなくなっております。たび重なるいたずらの影響とのことですが、インフォメーション機能を持つ施設には必須の設備ではないでしょうか。夜間、早朝、無人となり、心ない人の迷惑行為を防止するため、既存トイレ部分を総合し、ユニバーサルデザインに対応した施設、設備の改修を実施すべきと考えます。また、町内会館についても入り口にスロープもなく、いまだに水洗トイレさえ導入されていない施設の改修に取り組むなど、町民の目に見える事業の推進が総合計画全体の進捗度をアップさせることにつながると考えますので、町長にお伺いをいたします。

次に、趣旨は同様と考えられるわけですが、町の受領委任払い制度導入についての考えについてお伺いいたします。受領委任払い制度とは、利用者である住民がサービス等を受けた際、その費用を一たん全額立てかえた後、補助金、助成金を申請するのではなく、住民の自己負担分を支払い、サービス提供者は直接補助金や助成金を受け取るというシステムのことでございます。先日私どもの新聞、公明新聞によりますと、伊勢崎市では重度身体障がい者住宅改造費補助事業と介護用車両購入費の補助事業について、自己負担分だけの支払いで済む受領委任払いに変更したとのことであります。同市に限らず、今は各自治体において同様の取り組みが進められているところでございます。国も利用者の一時的経済負担を軽減するため出産育児一時金制度が拡充され、平成23年4月以降、一時金の請求、受け取りを医療機関が行い、住民は出産し、退院時に窓口で費用全額を支払う必要がなくなる直接支払い制度や国保など保険者を經由して医療機関に受け取りを委任す

る受領代理制度が実施されております。受領委任払い制度は、このほかにも該当する事業が多岐にわたっており、例えば介護保険住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費などがあるものと考えられます。

そこで、お伺いいたしますが、当別町としてこの受領委任払い制度を導入される考えはあるのかをお伺いいたします。制度導入について、もし前向きな考えであるならば、そのスケジュール、また該当事業名なども挙げていただければ幸いです。

次に、教育行政について教育長のほうへお伺いしたいと思います。まず、弁華別地区の小学校の今後のあり方でございますが、この件は行財政システム再構築プランにおいて小中学校の統廃合の方針が示され、児童数の減少を踏まえて早い時期に統合を目指すと言われていたものと私は記憶をしております。再構築プランも完了し、新たな総合計画の中でこの問題はどのように進められていくのかをお聞きしたいと思います。私は、従前の決定事項が遂行されていないと申し上げているのではございません。小規模校には児童生徒、教員、保護者、それぞれがお互いをよく知り、結びつきが深く、学習内容も密着度も高く、児童一人一人の個性に応じた指導が可能であるなどのメリットの反面、小規模であるがゆえに情報量が少なく、多様な知識や価値観が育ちにくい。児童館の交流が限られているため、適度な刺激が不足したり、新たな意見を出し、町政意欲が低下しやすいというデメリットもあると認識をしているところでございます。これらを踏まえ、教育委員会としてこの地域の子どもたちの最良の教育環境を提供するためにも、デメリットを取り除くことが大事だと思います。少子化対策検討の中で平成22年の出生数が60人を割っていると話を聞きました。大変ショッキングな数字でもございます。弁華別地区においても、この先新入生が出るということも十分あり得るのではないかと考えます。このような状況を勘案し、早急な方向性を示すべきであると考えますので、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、がん教育の実施についてお伺いをいたします。2006年の6月、私たち公明党の強力な推進によってがん対策基本法が成立し、5年をかけて基本計画の策定作業が行われております。この中で特徴的な事項は、国民の責務として必要に応じがん検診を受けるよう努めなければならないと明記されているところでございます。現在子宮頸がんや大腸がん検診のクーポンのことが取りざたされておりますが、特定のがんではなく、すべてのがんに対する正しい知識を国民全体が共有するという社会的環境の整理が必要であるのではないのでしょうか。日本は、長寿世界一の国ですが、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで死亡するという世界一のがんの大国でもございます。海外では、国民にがん検診の案内を通知した後、未受診者に改めて受診を促すコール・リコール制度が確立され、国民が自分のこととしてとらえることができる環境が整っているとのことでございます。このような考え方が日本でも市民権を得るためには、学校現場で全般の教育を推進すべきだと思います。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、本町において小学校、中学校でがん教育を含め

自分の健康を正しく守り、そして正確な知識のもと日々の生活を送ることのすばらしさを授業の一環として学んでいる時間はどの程度あるととらえておられるのでしょうか。また、実態を踏まえ、教育長としてがん対策基本法及び基本計画の理念をどのようにとらえ、当別町としてがん教育を実施していくという考えはないのかについてお伺いをいたします。

また、この教育は継続させるということが非常に重要だと私は思います。国の制定が変わったり地方行政の継続性が仮に失われたなど、不測の事態においても教育の継続は重要と考えております。私は、例えばがん教育基金のような基金事業として取り組むということもこの継続性確保の観点から検討すべきと考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時29分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

桐井君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員さんの一般質問にお答えいたします。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの現状と総合計画の目指す姿についてのお尋ねですけれども、当別町第5次総合計画において位置づけているように、元気なまちづくりを目指す地域福祉の推進のために利用者の視点での福祉サービスを進める上でユニバーサルデザイン化に基づく地域づくりは重要な施策の一つと考えております。公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの現状についてでございますが、現在町が管理している公共施設の多くはバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化のための改修工事を行っていない状況でございます。今後この実態を調査して、各施設の利用者や地域住民の意見を伺いながら町民すべての方が使いやすい施設を目指し、政策評価、事務事業評価の中で施策の優先度を踏まえて検討してまいります。

次に、提案ありました昇降機の設置についてであります。庁舎玄関前の階段に設置するとした場合、安全装置用の問題として次の点を考えられます。使用者がいるとき、かぎのセットをして使用可能となるため昇降駆動用のかぎの管理を行う必要があります。かぎをつけなければならないということです。それから、昇降機へのいたづらを防止するという。それから、昇降時の階段、歩行者との接触を防止しなければならないということ。それから、昇降運転中の事故防止、それから車いす利用者が使用の際は運転ボタンを管理者が操作する必要があるということで、管理者が1人、職員が1人つかなければならない

ということでありまして、管理者が必ず付き添わなければならないという、これは大きな問題でございまして、なお設置費用としては、概算額ですけれども、500万円、法定の点検費用として30万円。したがって、合計、初期の設置費用としては530万円が見込まれるということで、そういう問題がありますので、費用だけですとやりくりも何とかできるかなというふうに思いましたけれども、人がつかなければならないということでもありますので、今直ちにすぐということはちょっと難しい状況でございます。庁舎のユニバーサルデザイン化の改修の場合、一番よい方法はエレベーターの設置と考えておりますが、構造上現段階で設置が不可能でございまして、将来的に課題として庁舎も築40年になりますので、耐震化工事を行うときに同時に検討していきたいというふうに考えております。当面階段の使用が困難なお客様や車いすで担当部署に行けないお客様については、今もう既にやっておりますように1階のお客様のところまで職員がお伺いをして、3階、2階の職員が1階までおりてきて、しっかりと対応してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、JR石狩太美駅のバリアフリー化の質問についてです。これは、太美のほうのお客様さんからも随分要望がありますが、来春から札幌圏域の電化区間の組み入れ、いわゆる都市交通の仲間入りに当たりまして、私はJRに対しまして学園都市線の果たす役割の大きさや利便性の向上について、ことしの早い段階で要望活動を行う所存ですので、この件につきましてもそのときに要望を含めていく考えでございます。

次に、石狩太美駅の多目的トイレについての件でございますけれども、今まで網戸や非常用インターホンが壊されるなどのいたずらが続きまして、学生がたむろする姿も見受けられたため警察に巡回を要請しておりましたが、平成17年に多目的トイレ内での本を燃やす悪質ないたずらが発生しておりました。火災による被害や事故を防止するために、現在は多目的トイレの使用を禁止しております。今後は、地域の方々と防犯連絡会議や警察との連携をとりまして、多目的トイレの改良、改修について検討していきます。

また、町内会館の水洗化についてですが、町内会館のうち27カ所は下水道もしくは浄化槽で水洗化されており、施設が27カ所のうち14カ所が既に設置されております。それから、簡易水道を含めまして全く水洗化していない施設は13カ所あります。水洗化する場合、下水道の区域外の場所は合併浄化槽の設置が必要となり、標準的な規模で1カ所当たり約400万円の設置費用がかかります。当面は、現在ある施設を維持しながら使っていただくように地域の方々に理解をいただいているながら、今後これらの施設の水洗化に向けて検討してまいります。

次に、受領委任払いの制度のお尋ねですけれども、受領委任払いについては介護保険などのサービス利用者の経済的な負担の軽減するため、利用者が一たん費用の全額を負担することなく、町から給付の受け取りサービス事業者に委任して利用者は事業者に対して自己負担分のみ支払うことによってサービスが利用できる制度であります。現在身体障がい者などに対する日常生活用具給付事業及び介護保険及び高額介護サービス費において導入

をしております。一方、介護保険による福祉用具の購入費、それから住宅修繕費については、利用者に購入費や改修費の全額を一時的に支払っていただき、その後町へ申請していただくことにより、福祉用具においては年間で10万円、また住宅改修においては20万円を上限に費用の9割を支給する償還支払い方式が介護保険制度開始当時から実施しております。しかしながら、その後福祉用具事業者に対する指定制度の導入や事業者ごとに福祉用具専門相談員の配置の義務づけ、さらには住宅改修工事の事前申請制度が導入されており、適正な福祉用具の提供や改修工事に対する信頼性も高まっております。そういうことから、現在における介護の継続を支援するこれらの制度の利便性を高め、利用者の一時的な負担の軽減のためにも受領委任払いの早期導入について検討してまいります。また、導入スケジュールについてですけれども、この受領委任払い制度の導入に当たっては、登録ないし指定事業者の体制を整えることが必要となりますので、その体制を整え次第で、できるだけ速やかに導入してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたく思います。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 桐井議員の質問にお答えをします。

弁華別小学校、中学校の児童生徒の減少を踏まえての最良の教育環境についてでございますが、弁華別小学校の児童数は現在16名であります。10年前の平成13年度はみどり野地区から多くの通学があったことから、68名もの児童数でありました。その後、児童数は減少し、平成20年度からすべての学年が複式学級に移行しております。弁華別中学校も同様の傾向であり、生徒数は平成13年度は38名でしたが、現在は19名となっております。今後の児童生徒数についてでございますが、平成25年度に小学校への新1年生の入学は11名となり、中学校においては15名になると予想されます。このような著しい児童生徒数の減少に伴い、さまざまな不都合が出てきております。例えば教科指導の面では考え合う授業において学年に子どもたちが数名しかいないことから話し合いの範囲が限られ、考え方が広がらず、深まりにくいこと。また、一人の教師が2つの学年の指導に当たることから片方の学年の指導に当たっているときは、もう片方の学年の指導に当たれないなど指導の密度が薄くなること。ほかにバスケットボールなどのチームを編成しての体育や音楽の合唱、合奏などの学習活動が難しいことなどが挙げられます。反面、利点としては一人一人に即した指導や総合的な学習の時間などでは個人の興味、関心に合った課題設定ができることや学校行事や学級活動、児童会活動などにおいてさまざまな役割を担えることや諸活動において多様な経験をすることができます。今後の弁華別小中学校の子どもたちの最良の教育環境のあり方については、児童生徒の減少による教育効果や僻地複式教育の利点、課題、また学校施設の老朽化などの視点から、教育委員や学校長、学校地域振興会、弁華別小中学校地区は小中学校で1つのPTAで持っていますので、名称が学校地域振興会というふうに呼んでおります。その役員さん方と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、がん教育の授業についてであります。議員ご指摘のように私もがん教育の重要性、継続性が極めて大切と考えております。中学校におけるがん教育の実施については、町内3校の中学校において保健体育の授業でたばこやアルコールを未成年が吸ったり飲んだりすることにより体をむしばみ、肺がんや肝臓がんになる確率が高くなることやがんの恐ろしさなどについて指導をしております。小学校においても、保健の学習の中で生活習慣病の予防や喫煙の害と健康のところでがんについて指導するようになっております。時間数ですが、小中学校とも保健の学習を中心にして年間2から3時間程度というふうに押さえております。また、健康な生活と疾病の予防では、3大生活習慣病であるがんを取り上げる際に女性特有のがんについても紹介するとともに、性感染症に関しても指導をしております。特に子宮頸がんにつきましては、予防や検診が極めて大切なことなどから、正しい知識を身につける指導を行うために中学校の保健体育などの授業に福祉部の保健師が講師として学校に出向き指導をしております。さらには、本年1月より福祉部と連携し、子宮頸がんも含めがんについて町内の校長会、PTAに説明するとともに、周知用のチラシを作成し、既存のリーフレットとあわせて配付をしております。また、公益財団法人であります日本対がん協会が平成21年度に設立したがん教育基金により制作されたがん教育推進アニメDVD、「がんちゃんの冒険」という名前のDVDなのですが、これがこのほど完成し、希望する中学校に無料で配付するとの情報を得ましたので、教育委員会で申し込みを行い、6月2日付にて各中学校に配付したところでございます。議員ご発議のがん教育基金については、日本対がん協会にて設立して2年目でありますことから、がん教育の授業の中で紹介をしてまいりたいというふうと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 桐井君。

○12番（桐井信征君） 答弁をいただきましたけれども、バリアフリー化についてちょっとお伺いをまた再度させていただきたいと思いますが、役場庁舎内の中にある階段についての昇降機をつけるということを提案し、質問したわけですが、さまざまなのがそこに重なってくるということで、なかなかこれは難しいというような答弁ではなかったのかなというふうに自分は受け取った次第でございますけれども、確かに一つのを設置するに当たっては、やはりそれを管理しなければならないというのは確かにそのとおりだと思いますけれども、町の皆さん、要するに高齢者の方々、足腰の弱いの方々、そしてまた障がいを持っている方々が当別町の役場に行っても2階まで上がっていくのが大変なのだよねという声が聞こえてきております。そのことから、私はこのたびのこの質問をしているわけですが、確かに答弁の中では、その部局の人が1階までおりてきて、それに対応をさせてもらっているということ、確かにそれも一つの方策だと思いますけれども、やはり自分自身がその部局に思うように行きたいのだというその意思を尊重してあげるべきではなかろうかなと、私はそのように思うところでございます。そのようなことから、体の弱い方は本当に職員の方々に何か頼むのでも迷惑だなというよう

な考えがあるというのが確かに思いますので、ここは検討するという言葉でございましたけれども、これは本当に前向きにこれをしていくのだというようなことでお考えをいただけないものかなと、このように思っているところでございます。

それと、町内会館の水洗になっていないところもあるようですけれども、町長の答弁の中ですべて検討、検討というようなことでございますけれども、いつかのだれかさんの一般質問の中で検討ということは何もしないことなのだよというような一般質問もございました。そのようなことに絶対ならないでいただきたい。この検討が何もしないということではないのだと。これは本当にやっていくのだというようなことで私は取り組んでいただきたいなと、このように思っておりますので、ぜひそのことを重く受けとめていただきたいなと、このように思って再質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時57分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

桐井君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 役場の庁舎の階段をエスカレーターとかそういうようなことについて当初考えまして、これは比較的費用も少なく、そう多くの方が毎日たくさん来るわけでもないからやらなければならないと思った時期はございましたけれども、なかなかこれは操作する人が必要だとかいうようなことがありますので、結局はやっぱりこの庁舎にエレベーターをつけるということがベターだと。そうなると、耐震調査をしなければならない。したがって、早急に耐震調査をすることにしたいと思っております。

また、太美の駅の多目的トイレの改善については早急にしたいというふうを考えております。

以上で再質問に対するお答えとしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で桐井君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告3番、古谷君の質問であります。

古谷君。

○2番（古谷陽一君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、旧中小屋小学校の有効活用について質問させていただきます。旧中小屋小学校は、平成18年3月に106年間の長きにわたる歴史とともに閉校いたしました。その後、平成19年9月に札幌市の央幸設備工業株式会社が中小屋小学校無償貸付契約により内閣総理大臣より地域再生計画の認定を受け事業が進められておりましたが、社会情勢の変化等により

昨年、平成22年7月に契約を解除し、撤退されました。旧中小屋小学校は、中小屋地域の避難場所になっておりますが、現在閉鎖されております。また、これはあってはならないことではございますが、今後災害が発生したときを考えると、大変な危惧をいたしているところでございます。3月の定例会において小野議員より旧中小屋小学校について質問がありましたが、町としては地域再生計画に準じた事業系商社がいなければ、例えば老人福祉施設などの利活用の考え方を検討していくとのことではございますが、旧中小屋小学校は長い歴史の中で地域のシンボルとして、また地域住民の心のよりどころとしての大きな役割を果たしてきたところでもございます。旧中小屋小学校の有効活用を地域の住民は大きな期待を寄せながら切望してやまないところでございます。特に地元住民より当別ダムの関連もあり、そして道民の森の入り口としての案内所等の開設などの意見もあります。それに高齢者生活支援ハウスや生活支援型ショートステイなどの福祉施設としての利用等の要望もあります。また、旧中小屋小学校の校舎並びに敷地を利用し、地域の福祉の充実と衣食住のあらゆる分野の専門家やグループが共同して総合的にこたえられる事業を展開することが考えられますが、また今回の東日本大震災によって使用できなくなった全国規模の青少年活動施設などの誘致ができないか、それを旧中小屋小学校を活動の拠点に活用できないかなどが考えられますが、町としては具体的にどのようなことを将来に向かって考えているか伺いたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、5分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時13分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

古谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 古谷議員さんの一般質問にお答えをいたします。

旧中小屋小学校の利用の関係でございますけれども、有効利用については平成19年にご発議ありましたように地域再生計画の認定を受けたわけですが、22年になってこの事業がなかなかうまくいかないというようなことでの契約解除になりまして、残念に思っているところでございます。したがって、今後活用について町として常に考えております。いわゆる企業が手を挙げてきたことですが、企業任せではなかなかうまくいかなかったと我々は経験をしたわけではございますが、そこで自主的に住民や当別がやっぱりやるべきでないか。どうしたらいいかということで今時間がかかっている。一方では、企業ではありますけれども、健康食品産業、企業などがちょっとしたことを提案に来ております

けれども、これについては具体的にまだ企業のほうも進んでおりません。古谷議員の質問にありました道民の森の案内、これは青山と月形ですけれども、その道民の森の実質的な南側にあるというか、中小屋地域が道民の森に接しているということもあって、新たな道民の森の入り口もつくることのできるから、その関係で入り口の案内所をちょっとした開設をするというようなこと、あるいはそういうことが地域にあるということ、そういう考えがあるということ。それから、去年の議会で小野議員さんからの発議がありまして、それは高齢者の生活支援ハウスだとか、あるいは生活支援型のショートステイだとかという福祉施設についての発議が確かにございました。あるいは、きょう古谷議員が言われました東日本の今回の大震災によって、それぞれ地域に合ったいろいろな施設が不能になったことについて、企業とか団体が中小屋のようなところに向くようなものがないのかという、そういうことについて呼びかけてはというご発議のようです。あるいはまた、青少年の研修団体のようなもので全国規模のようなもの、そういうもので中小屋の旧小学校並びにその周辺を活用することを検討してはどうかというご発議のようでございますけれども、私は基本的に考え方、今ご発議ありました考え方について賛同できる部分がありまして、私も実は冒頭に申し上げておりましたように町としては企業が退散した後考えておりますことは、当別版のロマンチック街道というものを創造できないかと考えているわけございまして、ロマンチック街道というのは、ロマンチックというのは耕すという意味なのですけれども、ドイツには森があって、ドイツのたくさんある森と中世のまちとをつなぐ街道でございまして、カルチャーですね、カルチャーというのはもともと耕すということでございまして、耕し方は地方によっていろいろと違ってきまして、暑い土地と寒い土地とは耕し方が違うとか湿地帯と乾燥地帯では耕し方が違うとか山林と平野とでも耕し方が違うとかいろいろありまして、耕し方が違えば得るものも違うとかいうようなことになりましてけれども、よい工芸品だとかよい民芸品だとかよい建物だとかよい町並みだとか、そういうものが地方文化ということだというふうに思いまして、そういう地方文化というものについて中小屋にはやっぱり地方文化があるのでないかと。中小屋にはメロンがありますし、イチゴがあって、中小屋の農家の方が自分でイチゴミルクをつくっておられて、それがかつてスキー場があった時代、またスキー場がなくなってからも、その中小屋のおいしいイチゴと主婦がつくったイチゴミルク、そういうものが実は大変好評でございまして、中小屋のメロンとかイチゴは狸小路ハグでも好評ですし、またれんが倉庫でも好評と。特にメロンなんかは、当別で一番中小屋のものがとれますし、好評なわけございまして、そういうふうに考えると季節限定のブランドになり得ると私は思っておりまして、そして古谷議員さんの今言われました中小屋小学校、中学校の周辺には大きな池がありまして、例えば青少年のYMCAとかそういう組織いろいろあるのですけれども、そういうものがキャンプをするとかということになると、今は遠くの方は覚えられていません。そういう池があるとかメルヘンな学校があるとか、山があってその下に立派な国道があつてというようなことは余り知られていませんので、そういうことを施設を訪れた方にはほん

の少しでも中小屋の農家の方がイチゴミルクをごちそうするとか、あるいはメロンをちょっとごちそうするとかいうようなことがしていただけるとヨーロッパの有名なロマンチック街道、そういうものを目指すことができるのではないかと。私は個人のイメージですけれども、そんなことを思っております、このように老人福祉施設もよろしいのですけれども、若い人たちや旅人たちの夢が広がるような、希望の持てるような、そういうことも議論を進めていったほうがよいのではないかというふうに思いまして、地域を盛り上げる事業になるのであれば、地域再生計画にこだわる気持ちはありませんので、まずは地域でできることを検討していただいて、企業任せではなくて、また地域で大きなことを考えるというのではなくて、自分たちが、今中小屋の方々ができるようなこと、メロンをごちそうするとかイチゴにちょっとミルクをまぜてごちそうするとか、そういうようなことを小さなことをやっていくことの中で地域の文化というものが育っていくのではないかと、そんなふうに思いますので、その過程の中で地域だけではできないというようなことについて町に投げかけていただくということ。そういったことからスタートしていくということができるといけないかというふうに考えるわけでございまして、今ちょっと呼びかけてくださっている食品企業だとか、あるいは福祉だとか、そういうような施設のことも、それはゼロにはしないで、それも検討しながら、本当に地域の人たちがやれることを町と一緒にやっていくということで、何とかあの地域に世界で有名なロマンチック街道、そういうことを目指していくことは、そんなに不可能でないのではないかと考えているのが、これが今の私の考え方でございますので、いずれにいたしましてもきょう素晴らしい質問をいただきました。提案を含めていただきましたので、町としても真剣に地域と一体となって積極的に考えていきたいと思っております。

また、避難場所の関係でございますけれども、旧小学校のかぎは役場で保管しておりますので、今現在議員が危惧されているようなことはございませんので、このことも追加で答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で古谷君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から開会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 2時24分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第3回当別町議会定例会 第3日

平成23年6月8日（水曜日） 午前10時30分開議

議 事 日 程 （第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

閉 会

午前10時30分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
納税課長	加藤慎也君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
教育委員長	大澤勉君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君

管 理 課 長	山 田 敏 行 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開議の宣告

(午前10時30分)

○副議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、お手元に配付の日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

7番 臼 杵 英 男 君

8番 小早川 孝 男 君

を指名いたします。

◎一般質問

○副議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はさきに配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、会議規則第54条の規定により質問及び答弁はすべて簡明にするようお願いいたします。

通告4番、山田君の質問であります。

山田君。

○1番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って、一般質問を行います。

まず、少子化対策についてですが、さきの3月の定例会において市川議員が代表質問されており、質問内容が重複する点があるかもしれませんが、新人議員の初質問ということでご容赦いただきたいと思います。

当別町の少子化のスピードは、私が想像していた以上に速いスピードで進んでおります。町内の出生数については、平成以降では平成6年の192人をピークに減少を続け、平成19年には100人を下回り、平成23年3月末では58名となっております。町長の3月町政執行方針の中で喫緊な課題として少子化対策の専門部署を新設するために検討チームを設置す

るとあります。取り組みを進めるに当たっては、町民、民間のアイデアを取り入れる姿勢を持ってもらいたいと考えます。特に少子化の要因については、雇用の問題、経済環境、子育て支援、教育環境など、さまざまな問題を分析し、施策を展開する必要があると思われるので、商工会やJA及びPTAなどの関係団体と連携して早急に取り組んでいただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

また、組織として役場内における専門部署の役割及び検討チームとしての役割、さらには業者の位置づけをどのようにして少子化対策に取り組むのか伺います。

また、専門部署及び検討チームそれぞれの目的、役割分掌によるタイムスケジュールをどのように考えているのか。検討期間、具体策の実施時期のめど、そして成果を可視化するためにあらかじめ目標数値を明確に示すべきと考えますが、現段階でどのように考えておられるのか。さらには、これによって現在の人口減少にストップをかけられるのか、その気概を伺いたいと思います。

次に、子育て環境の整備について。私は、今回の選挙期間中、全町を回りましたが、当別町は都市としての快適さと田舎の豊かさを兼ね備えた町であり、子育て環境には最適の町であるという考えを改めて実感いたしました。共働きがふえてきた、または共働きをしなければならない経済情勢の中で子育て支援は少子化対策及び人口問題とも関連した重要な課題の一つであると考えます。当別町には、子育てに関する取り組みの一つとしてファミリーサポートシステムがありますが、それ以外にも子育てに関する環境整備に目を向ける必要があると考えますし、他市町村と比べて一步進んだ居住空間であるということをPRすべきであると考えます。一例として少子化対策検討会議の提言書の中にあります2世帯居住の促進は、当別町としてのPRやイメージ戦略としては検討価値があると考えます。仕事を持つ親にとって子どものことを見てもらえる祖父母の存在は大きいですし、高齢化社会が到来し、子どものほか親のことも気かけなくてはならない時代であると思います。さらには、今回の東日本大震災は人と人とのきずなの大切さを改めて考えさせ、これまでの価値観を大きく変えさせようとしていると思います。そのことも踏まえ、町の施策として2世帯住宅の建築を推進し、祖父母、親、子の3世代生活の推進に努めることも必要であると考えます。2世帯居住を促進することによって、少子高齢化社会の中で共働き夫婦が親の世話をすることと孫を見てもらうことの現代社会の課題を2つ解決することにつながると考えます。2世帯居住の促進の町の施策の具体策として固定資産税の減免及び上下水道料金の減免なども検討価値があると考えますが、町長のお考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○副議長（後藤正洋君） それでは、ここで答弁調整のため10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時44分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

山田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 本日の一般質問に私の都合で大変開会がおくれましたこと、山田議員並びに議員の皆様におわびを申し上げます。

それでは、山田議員さんの一般質問にお答えさせていただきますけれども、少子化対策にかかわる問題でございますが、少子化対策の部署設置と検討チームについてでございますが、議員の発議のとおり、ことし3月、所信にて少子化問題は緊急の課題と受けとめていることから、役場内の専門部署を設置すると申し述べたところでございますが、結婚、出生などに繊細なデリケートな部分や財政的な部分、そして役場内の組織の部分など、どのような部署が最適なのか。例えばその部署の軸足を教育に置くのか、あるいは福祉に置くのか、雇用に置くのかなど、山田議員も言われましたPTAとかJAとか商工会とかいろいろご発議ございましたけれども、福祉の部分なんかも含めまして、そういうところに置くのか。それなどで方向性も変わるわけございまして、吟味する時間が必要というふうに考えております。また、役場内にどのような部署を立ち上げることが最適なのかということを検証することが極めて大事でありますので、その検討チームでございまして、検討チームについては先日副町長と教育長、それから各部長級の会議であります町の政策調整会議において副町長をトップにして企画部と総務部で検討チームを組織しまして、専門部署の素案を作成することにいたしました。遅くとも秋までには専門部署の設置をして、そこで山田議員ご発議のような目標値などとか、あるいは2世代住宅に関するもろもろの施策ですね、そういうことも含めまして考えなければならないと思っております。本格的な事業内容の検討は、専門部署が設置されてからのスタートになりますけれども、昨年ご協力いただいた少子対策検討会議のメンバーの方々はもちろん、町内会、各団体のご意見を伺って、ご発議ありましたようないろいろな団体伺いまして、専門部署の全容を決定したいというふうに考えております。

次に、子育て環境の整備に関する質問でございますが、山田議員さんがご発議のとおり、町のファミリーサポートシステムはもっとPRする価値がある事業ですし、2世帯居住の促進だとか2世帯住宅建設の推進は大都市近郊の当別町ならではの魅力を出しながら共働き社会の解決策の一助となると私も考えております。子育て世帯に魅力のある町、安全で安心な子育て環境の町は人口流出より流入が上回ることが期待できます。もちろん当別の将来を担う頼もしい子どもたちがふえることにつながり、当別の魅力を生かすため何にスポットを当てて優位性を演出するか、そういうことを専門部署で検討してまいります。

最後に、第5次総合計画で人口目標2万人を定めておりますが、ここ数年来減少傾向に歯どめがかかっていないのはご発議のとおりでございまして、私の人口ストップについての気概をお尋ねいただきましたけれども、ここでほかの自治体と横並びのことをして

も町の魅力が発信されないと。人口流出状態がさらに増加する、負の環境に陥ることは明白であるというふうに思っております。

そこで、きのうも古谷議員さんの中小屋小学校活用の問題についてご質問いただいたときにもお答えいたしましたとおり、当別にはカルチャーというものをやっぱり起こす必要があると。カルチャーというのは、一般的には文化的とかというふうに解されていることが多いと思いますけれども、あえてきのうも申し上げたところですけども、これは耕すということがもとの語源でございまして、小さな町を耕す人、そういう意味でございまして、中小屋にロマンチック街道のようなものを考えてみましょうと。きのう申し上げたのはちょっと抽象的であったかと思っておりますけれども、そういうことでロマンチック街道、中小屋のような山と畑との間に立派な道路がある、そういうことを地域の人たちで生かしていけるだろうというようなことを申し上げたのでありますけれども、きのう時間の都合でちょっと省略しましたけれども、山田議員さん、非常に気概をということで質問いただいておりますので、申し上げさせていただきたいと思うのでありますけれども、ヨーロッパでギリシャ、ローマは非常に明るいまちで、山田議員さんも何回も訪問されていると思っておりますが、ああいう明るい地中海世界ですね。それに対しまして、西ヨーロッパのほう、北欧のほう、そういうところは森が多くて、ちょっと明るいということと対照すると暗いという感じになって、田舎というか、そういう森の中というのはローマ法のような法律が全く通じないところで、言ってみれば大ざっぱに言うとオオカミだとかそういう野獣がたくさんいて、実力の世界です。そういうことで開かれたギリシャとかローマ、開かれた都会ということに比べて、森などは力が飛来する世界、これがロマンチックという意味でありまして、私の親好を深めておりますスウェーデンのボー・ベッテルソン市長なんかはロマンチックという森のことを想像するというのを何回か講演されておりましたけれども、ヨーロッパで一番古い時計屋さんがあるのですけれども、ブランバンという、そういう時計屋さんがあるのですけれども、ここはたくさん大量に時計をつくるというのではなくて、1年にたった1つしかつくっていないということで有名な、今幾らするのか知りませんが、私が聞いたときは1億円とかいう時計を1つだけつくるといふ人がおりました、これには8つの機能があって、そのうちの一つの中にそのときそのときの耳元で時刻を刻んでくれる。それがいかにも美しい、チーンチーンという澄んだ音をするということで、その装置がヨーロッパ教会の鐘の盆栽だと、日本人のある人が言っているのを私は講演で聞いたのでありますけれども、そういうことできのう中小屋にも、時計はないけれども、メロンのような、そしてイチゴのような、そういうものがあるでしょうと。そういうものでみんな小さな町を耕すと、これは町を耕す、そういうことをやってみませんかときょう申し上げたのであります。

そういうことで、少子化対策、不転退に臨まなければなりませんので、私は単に町内の方々で有識者の方に集ってもらって、あるいは役場の有能な職員だけで検討してもらってということだけではなくてやっぱり一人一人が、今例えばメロンをつくっている人、例えば

イチゴをつくっている人、そういう人たちも少子化対策に貢献できるのだという、そういう気概を持ってもらえるようなことを私がやっぱりタクトを振らなければならない、そんなふうにいるわけでございます。

私は、山田議員さん、初議会で本当にことしの施政として一番重点を置いたことについてお聞きをいただいたことに深い敬意を払いながら、本当に私自身、私は頑張りますという、ただそういう言葉では答弁にならないなと思って、少し時間をいただきましてお答えをさせていただいているところでございます。ぜひ、ことしの秋ころまでにしっかりとした準備をして、ふたをあけたら全町民でこの課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（後藤正洋君） 山田君。

○1番（山田 明君） 私は、今回の一般質問においては3つの思いを持って質問いたしました。1つは、少子化問題を議会を通して、また議会だよりを通して広く町民に知っていただき、昨年の出生数が58名であるという事実を知ることによって少子化問題の深刻さを町民の共通認識として共通していただくということでもあります。

2つ目は、少子化問題については、オール当別体制で臨み、取り組みを進めていただきたいということでもあります。

そして、3つ目がスピードであります。現在の状況では、少子化のスピードに追いついていけません。少子化対策については、一日でも早い取り組みを切望し、私の少子化対策についての質問を終了いたします。

○副議長（後藤正洋君） 以上で山田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議長のお許しをいただきましたので、町長並びに教育長の政治姿勢等について一般質問を行います。

東日本大震災は、巨大地震と大津波に加え、原発事故の被害が極めて深刻であることが明白になっています。震災からおよそ3カ月近くになっても、政府や東京電力の対策が後手後手で、国民に情報が知らされずにきており、教訓を引き出すにも重大な問題をはらんでおります。当別町は、この間大崎市を初め被災した地域へのさまざまな支援を精力的に行ってきています。全道、全国の取り組みもまた報道されているところであります。大変な漁業被害などを受けた根室市は、自分たちの地域自身が被災地だという感情をつなぐりの深い岩手、宮城、福島などの被災地域の復興なしには根室の地域も守れないとして、行政、漁協、商工会議所などとともに議会も積極的に支援対策に加わってきて、4月14日の市議会臨時会で全国に先駆けて被災地支援条例を制定したと聞きました。経済支援、物資支援、人材派遣、受け入れ支援、企業移転支援など、きめ細かな支援が盛り込まれているこうした行政の先進例を学んで、私自身も取り組んでいきたいと思っております。町長、教育長に以下の点について伺いたいと思います。

1つは、当別町の防災計画の総点検と見直しについてであります。復興支援について、また当別町防災マップの活用について、町広報6月号に掲載されています。当別町ホームページにも一時避難場所、収容避難場所一覧のほか、避難所運営マニュアルに詳しく対処の方法など載せていますが、ハザードマップや災害危険箇所の地図などが探しにくいと町民から言われております。改めて総合的、具体的に災害対策の総点検を行って、防災計画の見直しが必要ではないでしょうか。大事故が起きてから想定外だったと言いわけし、責任逃れに終始していた東京電力や政府の態度は、国民から厳しく批判されているところです。行政と議会、住民が全力で取り組むべき重大な重要な課題であることから、練り上げられてきた当別町の防災計画について補強の必要性、見直しの考え方を町長に問うものがあります。石狩管内各自治体でも理事者が防災計画の見直しに言及されていると聞いています。石狩湾新港を抱えほとんどの住宅地が平地である石狩市にとっても想定津波3メートルは改めなければならないと言われております。

第2に、公共施設の耐震化についてです。防災、避難、救援の拠点としての保育所や学校、高齢者施設などの耐震化について、北海道の公立保育所の耐震済み非木造については47.6%にとどまっており、未耐震、耐震診断未実施は52.4%、木造で耐震済みは50%と低くて極めて重大だと指摘をされております。当別町の場合、当別小学校の体育館が今年度じゅうに新築をされて、町内の小中学校は耐震化されるものの、ほかの社会教育施設や福祉施設についてどのような対応を考えておられるか、町長並びに教育長にお尋ねをします。町有財産管理については、管財係から役場庁舎や地域会館など、貸し付け等を含めた所管の建物が45カ所あると説明されました。また、社会教育施設についても白樺コミセンなどもあります。それぞれ耐震診断、耐震化が必要なところは子どもや老人が集うところ、避難所は特に安心、安全の理念に照らして対策が求められるものです。また、民間社会福祉施設の耐震化はどうなっているのでしょうか。調査、耐震化促進を図るよう、町としても道など関係機関との兼ね合いもあると思いますが、取り組む考えについてお伺いをいたします。

なお、防災体制や災害対策として欠かせない備蓄や消防職員の充足率向上問題なども課題だと思います。文科省は、2015年まで備蓄に対する補助と学校などの蛍光灯など照明器具の安全確保について補助を行うとしています。一般住宅については、町も耐震診断の呼びかけ、補助の宣伝もされていますが、国の施策に合わせて対象戸数の思い切った拡大も必要ではないでしょうか。

第3に、原発見直し、エネルギー政策転換を国に求める考え方について町長にお伺いをします。一昨日、町議会も議員提案、東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書を全会一致で決議しました。その中で復興プランは住民合意でつくり上げることを尊重しとして、安全最優先の原発政策への転換、自然エネルギーへの計画的転換を求めています。原発依存から自然エネルギーへの転換を求める国民の声が広がっています。日本環境学会の和田会長は、原子力発電は1日運転するたびに広島型原爆約3発分

の放射性物質を生み出す。しかし、それを処理する処分場も決まっていない。この地震国でそんな技術の原発をつくって使うこと自体が問題だと、間違いだと述べています。政府や東京電力は、当初想定外の津波が原因だと言ってきました。技術的に未完成で危険な原発からの脱却は当然であると和田会長は述べております。日本は、太陽光や海洋風力を含む莫大な風力資源があつて、地熱は世界第3位の資源国とされています。再生可能エネルギー中心へと切りかえることも十分可能ではないでしょうか。今回の事故を契機としてドイツやスイスが国を挙げて原発廃止の方向を打ち出しました。ドイツのメルケル首相は、3日の日に原発からの撤退政策についてドイツ国内各州の首相らと協議をして段階的に原子炉を廃止していくことで合意したと報道されました。2022年までの廃止工程が明示されて、おとといでしたか、閣議決定をドイツではされています。私は、日本政府も原発からの撤退を決断して、原発をゼロにする期限を決めたプログラムを策定することを求めて、安全優先の原子力行政への転換を町長も国に対して求めることを期待するものですが、泉亭町長のこの点に対する見解、考え方についてお伺いをします。北海道においては、高橋知事も泊原発の安全性に道民が不安を持っていることを踏まえて北電に申し入れをしているニュースがありました。泊原発は、当別から約70キロ、25年前のチェルノブイリ事故で原発から80キロ以内での農作物の作付がいまだに禁止されていることを考えると、当別町にとってもある意味放置できない問題であると思います。

菅直人首相は、5月の日米首脳会談で環太平洋連携協定、TPPですが、その交渉の参加について、震災でおくれているが、できるだけ早期に判断したいと表明して、オバマアメリカ大統領の評価を得ました。さらに、大震災を農業の大規模化や営利企業進出の全面自由化、TPP参加の契機にしようとする動きを示して、TPP参加推進の姿勢を強めています。TPPは、物の貿易で例外なき関税撤廃を進めるだけでなく、食の安全、安心を取り崩して、医療や労働や金融、中小企業、エネルギーなど、国民生活にかかわる広範な分野で経済のあり方を輸出国の大企業の利益に沿ってつくりかえることで国民の経済主権そのものが奪われてしまいます。アメリカやオーストラリアなど9カ国によるTPP交渉会合はこれまで6回終えています。アメリカが期限とみなす11月のハワイ協議まで残り3回です。4月のシンガポール会合について、アメリカ通商代表部は協定案文の目標に向かって実質的な前進があったと述べています。しかし、その内容は伏せられたままです。交渉に参加する各国の国民生活を将来にわたって左右するにもかかわらず、政府が一括調印するまで国民はその中身を点検することができない。これは、極めて非民主的なやり方だと思います。反対を貫いて行動の先頭に立ってこられた町長が最近の民主党政権の動きに対して、引き続いて反対姿勢を鮮明にされるものと思いますが、改めて町長にお尋ねをいたします。

次に、民生行政、生活保護関連についてお伺いをします。憲法第25条に規定する理念、つまり健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度として生活保護制度があります。これは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行って、

最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的につくられている制度です。この生活保護制度ですが、生活する地域によって細かくその支給基準、地域が国によって定められています。税金については、原則地域差がないのかかわらず、生活保護の基準額に差をつけることが本当に必要なのか疑問に思います。当別町は、3級地の2が適用されています。6段階の最も下、いわば全国最低ランクです。隣の札幌市が1級地の2、江別市も同じです。昨年度庁交渉で私たちも級地引き上げを要望しましたが、要望は理解する旨の回答がありました。理解だけではだめで、早急に実現するように引き続きことしも要望していくつもりですが、町としてもこのことでの要望強化について、町長から見解を求めたいと思います。

生活保護費の支給方法について改善を要するので、もう一つ質問をいたします。保護費は、毎月初めに受給者に支給されますが、当別町では多くの人は窓口へ出かけなければならず、足の不自由な人や冬の吹雪のときなど大変苦勞して受け取りに行っていると聞いています。振り込みを希望するには、医師の診断書が必要だと言われた方が改善を要望されています。現在例えば町内でデイサービスを受けている方がその時間帯に受給のために窓口へ行かなければならないという状況があるとも聞いております。3分の1の世帯が振り込みを認められているようですけれども、口座払いを原則認める方式に改めるべきであって、道振興局に申し入れを行っていただきたいと思います。基本的には、初めて保護費が支給される場合には、支給に関する説明等を行うために窓口で被保護者に直接支払われることになっておいて、2回目以降は口座払いとなっている自治体が札幌市を初め近隣では多いと聞いています。2回目以降であっても、家庭訪問が十分に実施できておらず、生活指導等の観点から窓口払いを行うことが適切であると判断される場合には、継続して窓口払いが行われている場合もまれにはあります。生活指導等の必要性が乏しい場合であったとしても、被保護者の利便性が優先された結果、継続して窓口払いが行われているケースも数多くあるということでもあります。いずれにしても、理由が明確でその証明がなされない限り窓口に来るのが当たり前という従来方式から本人の希望で選択できる方式にすることは私は可能だと思います。この点、町長にお伺いをいたします。当別では、窓口での受給日当日、半日間午後……たしか半日間、公営住宅料およそ30件と聞きました。水道料は40件近く、38件平均で、そして学校給食費も10件程度、それぞれ担当の人が一、二名職員を担当させて徴収させている。該当者が口座引き落としに同意して切りかえることができれば、毎月のこうした職員の業務の改善にもなるのではないのでしょうか。私は、こういうことも含めて町長にお考えいただいて、ぜひ誠実なご答弁をお願いして一般質問とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時26分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

柏樹君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えいたします。

本町の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成され、国の防災基本計画、北海道地域防災計画に沿いまして当別町地域防災計画を作成いたしております。防災計画の点検についてであります。町といたしましては現在の計画の基本方針及び対応について緊急に変更する必要があるとは考えておりません。しかしながら、このたびの東日本大震災の教訓や姉妹都市大崎市への復旧支援活動の教訓をもとに、より実働的な行動のマニュアルの作成、それから充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、当別町地域防災計画の見直しについてのご質問の件ですけれども、東日本大震災によりまして国がことしの4月の27日に中央防災会議において専門調査会を設置しまして、ことしの秋をめどに防災基本計画の見直しをするべく取り進めております。北海道においても、この国の見直しに合わせて改定作業等に取りかかることになると思いますので、本町においてもこの見直しの内容によってはそれに合わせて必要があれば適宜改正していく作業に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

それから、2点目は公共施設の耐震化についてでございますけれども、町有施設の耐震診断、それから耐震化については、建築基準法の施行令が昭和56年の6月1日に改正されて、新耐震化基準が設定されております。それ以前に着工した建物については、新耐震基準を満たしていない可能性があります。公共施設においては、災害時復旧活動の拠点や避難所として使用が想定されることから、町民の安全と生命の確保をする上で計画的な耐震診断の実施や必要な耐震化について政策評価、それから事務事業の評価の中で政策の優先度を踏まえながら検討してまいります。

民間の施設に対して調査、耐震化を促すことについての質問ございましたけれども、耐震改修促進法に基づき住宅と大多数の人が使用する大規模な施設の耐震診断、改修を計画的に促進して、平成27年度までに耐震化率を9割とすることを目標として当別町耐震改修促進計画を平成21年度に策定した中で民間の多数の人が利用する大規模な施設につきまして調査を行っております。当該施設は、今26施設ありまして、そのうち耐震化されたものは21施設でございますが、耐震化されていない5施設につきましては所有者に対して町のホームページ、広報等を通じて啓蒙、啓発指導を図り、耐震診断、それから改修の促進に努めてまいります。

次に、原子力発電の見直し、それからエネルギー政策の転換を国に求める考え方についての質問でございますが、まずは東日本大震災による福島原子力発電所の事故が予断を許

さない状況が続いている中で関係者の懸命な努力が続けられており、被害がこれ以上拡大しないことを私は願っておりますが、現在事故状況の全容がすべてがまだ解明されていないという中で原子力発電の見直しやエネルギー政策を論じる段階ではないというふうに考えております。ただ、これまでのようにエネルギー政策を国策にだけ依存していくのではなく、住民の生命、財産を守ることがこの自治体の重要な仕事の一つでありますので、今後地方においても安全で安定した電力のあり方などについては議論をしていかなければならないと考えております。

次に、T P Pへの反対の意思についてのご質問でございますけれども、T P Pへの参加については、当別町の農業を初め地域経済、あらゆる分野に大きな影響が生じることは明白でありまして、T P Pについて何ら議論せず推進することは稚拙さが否めず、私も反対の姿勢を示してきたところでありまして、いまだ国は国民にこの問題の十分な判断の材料の提供や議論がされていない状況が続いておりますので、政府は未曾有の東日本大震災が起きたことで東北ばかりでなく日本の復旧、復興という大きな課題を抱えたわけでありまして、5月17日の閣議決定した政策推進指針でT P P交渉参加への判断時期については総合的に検討するとして、6月に結論を出すといった方針は先送りしております。また、農業改革では同じ6月に示すとしていた農林漁業の再生戦略基本方針、これも復旧、復興の推進状況を踏まえて検討するということが今政府は言っておりますので、その状況にどのような筋道で対応していくのか、緻密な分析と戦略について、より一層議論が必要であります。これがないままT P P参加への協議を進めることは、決してあってはならないというふうに考えておりますので、T P P参加反対の立場については今も変わっておりませんことを申し上げたいと思います。

最後に、生活保護の級地引き上げについてのご質問でございますが、級地制度については生活保護による扶助を行う際に地域における生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差、それを生活保護基準に反映させることを目的として厚生労働大臣が全国の市町村を6区分の級地に分類して基準値を設定しておりまして、石狩振興局管内においては札幌市、江別市が1級地の2、それから千歳市、恵庭市、北広島市が2級地の1、そして石狩市が3級地の1、当別と新篠津が一番低い3級地の2となっている状況でありまして、振興局管内で一番低いということになってございますが、札幌市と隣接しており、通勤、通学区である当別町的生活保護基準額が低く設定されている現状については、地域の実態に即した級地設定とは言いがたいものであります。これは、柏樹議員も私も認識が同じのところでありまして。この生活保護の級地のあり方については、生活保護基準の評価、検証とともに厚生労働省の社会保障審議会、それから生活保護基準部会において5年に1度実施される全国消費者実態調査等の状況を踏まえて審議され始めておりますので、この状況を見据えながら級地の引き上げについて要望していきたいと思っております。実は、今夕遅くなりますけれども、北海道町村会の理事会がきょう東京で開かれておりまして、その結果あす国に対して、あるいは政党に対して活動することになって、私も担当の部会長とし

て、これも含めて要望する予定になっております。

次に、生活保護費の支給方法についてですが、現在当別町における生活保護受給世帯は238世帯ありまして、そのうち生活保護の口座振替を受けている世帯は91世帯となっております。これまで生活保護費につきましては、ゆとりの窓口で支給が大半でありましたが、地理的条件や身体的な障がいなどにより歩行に著しい支障があり、窓口まで来ることが困難である方につきましては、口座振替で対応しておりました。しかしながら、21年3月の厚生労働省の通知によりまして、現在においては本人から口座振替の要望があれば面談の約束が守られないなどの特別な事情がない以外は認める形になっております。この支給方法については北海道の決定となりますが、北海道と連携の中で制度上できる限り本人の希望に即した支給方法について対応してまいりたいと考えております。

以上で柏樹議員さんに対する答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 柏樹議員の教育施設の耐震関係の一般質問にお答えをします。

社会教育施設の耐震化についてでございますが、教育施設では平成7年制定の建築物の耐震改修の促進に関する法律で特定建築物と規定される子どもたちが集う各学校の耐震化工事を最優先に事業を進めております。平成22年度には、当別小学校校舎耐震改修工事、当別中学校校舎屋内体育館耐震改修工事、西当別中学校校舎屋内体育館耐震改修工事を実施し、平成23年度では当別小学校校舎屋内体育館改築工事に向けたまい事業を進めております。今後は、特定建築物以外の教育施設で昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震化基準が適用される以前の建物である白樺コミュニティセンターや当別町学習交流センターなどについてもその利用状況や今後の施設の方向性も含め、町部局とも連携をし、政策評価を受けながら耐震診断、耐震工事について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） ご答弁ありがとうございます。再質問をいたします。

先日町内の方でご兄弟が東北で被災されて、1週間ぶりに自衛隊などによって無事が確認された方がおられました。先日、その後どうなさっていますかと伺ったところ、避難所生活よりも自分の家がいいということで、1階は使えないと。しかし、やっぱり住みなれたところということで2階に住んでおられる方がおられました。当別町民の親戚でほかにも被災された方が多くおられると思います。お孫さんが避難所生活をしているという話もお聞きしました。健康な方でも長期にわたる避難所生活は大変です。改善が必要ともマスコミでも取り上げられています。当別町の収容避難所もそういった教訓を学んで対策を立てなくてはならないのではないのでしょうか。また、高齢者とか障がい者対策が重要で、福祉避難所をきちんと指定して、中身を整えることも計画に必要なだと思っております。震災の後に要支援だとか要介護状態になった方が多数おられると聞いております。福祉避難所とは、災害に遭ったときに介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れてケアする医

療、介護機能を持った施設のことであって、バリアフリー化されて専門スタッフを配置した介護施設、あるいは学校、自治体が指定をするのですけれども、民間施設の場合事前に協定を結んでおかなければならないとされており、このたび国がガイドラインで自治体に指定をするように促しているのです。ぜひ検討していただきたい。中身の問題を町長今言われて、国や道との関係で練り直していく中で、当別独自のそういうこともやっぱり安心、安全につながるものですから、そういう意味でぜひ具体的な形でやっていただきたいと思います。石狩管内で今福祉避難所として指定を受けているのは、恵庭で8カ所、それから石狩で11カ所というふうに聞いていますけれども、市議員によりますと指定を受けても実際にその中身が十分でないということも述べておられました。これは、要望にとどめておきたいと思います。ぜひ具体化していただきたいと思います。

それから、体制強化の問題で消防の問題にちょっと触れたいのですが、太美地域に住んでおられる方が消防職員の常駐化を希望されているのです。消防力の指針でも石狩地区の消防職の増員が課題となっているのです。太美地区まで当別消防署からは車で10分あれば行けるのだという判断のもとに、現在特に消防団の力をかりて対応している現状にあります。財政的にももちろん困難であるということはわかるのですが、水害等にも悩まされてきた歴史を持つこの西当別地区の住民の心情を考えると私も理解できるので、対策が必要だというふうに私は思っております。今回私も石狩北部の組合議員に派遣議員として選出されましたので、特に組合議会の中でも一定の位置づけとか組合全体の強化の観点から臨んでいきたいと思うのですが、町長としての考え方について、もし可能であれば当座というか、将来的な見通しも持った形での考え方について、ぜひこの際伺っておきたいと思っておりますので、もし答弁できるのであればよろしくお願ひしたいと思っております。

原発政策の転換についてですが、判断にはなかなか難しい側面があるのですが、道新のアンケートで泊原発から30キロ以内に後志管内の13市町村があつて、そのうち町村長の7人の方が安全ではないと答えているのです。これ道新のアンケートなのですが、倶知安と蘭越の町長は運転をストップして安全点検すべきだと回答している。寿都と仁木の町長は、老朽化した原子炉を廃炉にすべきだというふうに答えたと報道されておりました。泊原発の1号機はもう23年、2号機は20年を迎えるという、そういう老朽化しつつある原子炉です。廃炉を見通した対策が私も必要ではないかと考えています。原発や核廃絶を求めて、去年広島での平和大会に当別から介護職員の方が参加をいたしました。ことしも、お聞きしますと長崎の平和大会で平和を訴えるという集まりに当別から、太美から主婦の方が参加するというふうに聞いています。平和を願う、今回の事故を通じて、やっぱり危険なものはきちんと対策をとるべきだし、そういう方向性を持っていくように町長もぜひ原発の見直しを国に求めていかれるように、改めて私からも要望しておきたいというふうに思います。

生活保護の関連の問題ですが、今町長も具体的に市町村挙げられましたけれども、ちなみに3級地の今2なのですが、1に引き上げられたら60歳代のお年寄り、お年寄りといいますが、60歳代の夫婦の場合に1カ月大体、第1類、第2類というふうに計算していくの

ですが、これだけで5,400円の違いが、毎月違うのです。市町村合併によって、これまで3級地の2に区分されていたところが合併によって級地引き上げになる。月額1万円近く引き上げられたケースもほかにあります。生活環境は何も変わらないというのに、市町村合併という本人の事情とは異なる事情で基準額が変わるというのはおかしいのではないかと。こういう基準設定は不合理ではないかという声が上がっています。札幌圏の一員としての当別町が今回JRの学園都市線の電化実現を間近にして、地方交通線の位置づけを幹線として改善、格上げさせるための運動、課題にも今町が取り組んでいる状況で、町長が先ほど言われたように札幌圏で生活どう違うのだ。当別町民の生活状況や生活環境がどれほど札幌、江別市民と格差があるのだろう。どこと比較してと、具体的に町村名を挙げることは失礼に当たりますので申し上げますが、1ランク上の今の3級地1の道内市町村を町長もご存じかと思えます。長年にわたって改定が認められないと、現状を異様にしている今の道の姿勢もきちんと指摘をしていただきたいと思えます。先ほど町村会等でその課題をぜひというお話があったので、これは早急に解決できるようにぜひ町長にお願いしておきたいというふうに思います。

それから、保護費の支給方法の改善について、受給者が希望すれば口座振り込みを認めるという方向に今変わってきているというお話です。ぜひ関係の世帯に周知されるように求めておきたいというふうに思います。21年にそういうふうに国のほうからなったというのですが、実際には去年の秋口ですか、冬に向かって、冬行くのが大変なので、口座振替にしてほしいということと言ったら、たまたまそのケースワーカーの人に行けない理由をきちっと証明を持ってきなさいと言われたのだということですので、当別にケースワーカーの方たくさんおられますから、支庁のほうから。だから、基準としてはそういうことが伝わっていないのかなというふうに思いますので、具体的な点でそういうことができるのだということをぜひ町からも発信というか、それぞれの受給者の方にしていただきたいと思えます。

以上、西当別地区の消防体制については可能であれば考え方を伺いたいし、生活保護級地の引き上げの国や道への要望については再答弁を求めて再質問といたします。

○副議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時56分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

柏樹君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの再質問にお答えいたしますが、消防の太美地区の

配備についてでございますけれども、当別町では現在配備体制については救急活動状況を見ても問題ないというふうに考えておりますことから、太美地区だけ新規に配備するということについては考えておりません。町内において多発事故の発生や遠距離による事故が発生した場合、当別消防署での対応がとれない場合は時間的にいとまがない場合など石狩北部地区消防事務組合の構成組織で、柏樹議員さんもその議員を長くされておりますからご承知かと思いますが、石狩消防署、それから新篠津、それから消防署から救急救援活動で応援体制を組んでおりまして、さらに広域な場合については北海道広域消防相互応援体制の締結をしております、近隣市町村または道内市町村の各消防署より応援、協力をいただける、そういう体制になっております。ちなみに、消防は太美にも消防番屋もありますし、消防車もありますが、消防団員ですけれども、現在170定数のところ158人しかおりません。だんだん高齢化して、消防団員ですね、ボランティアの、それが158人のうち実は太美地区は28人しかいないのです。人口からいっても、私は何回もお願いしているのですけれども、行政推進会議で。太美のほうは、やっぱりどうしても消防団員が少ないのです。ですから、初期は消防1台あるわけですし、ビトエのほうにもありますから、そういうことでやっぱり地元の人がばっと手伝ってもらうのがとてもありがたいのです。そういうことで、消火栓なんかについても消防団員がちゃんとはねてくださって、その後除雪来るのですけれども、これが雪がちょっとふえたりすると、かかったりすると、消防に日ごろ全然協力いただけないような方がご意見だけは消防署のほうに来られるということで、そういうこともよくわかるけれども、やっぱり家の前の方がちょっと協力していただけるとありがたいのですけれどもということを行政推進会議や消防の集まりのときにはいつも、消防訓練大会にも往々にして太美地域のほうはなかなか参加してくださる数は少ないので、この点はいつも私自身が太美地域におりますので、何とかお願いしたいということをお願いしておりますので、今後もそういうことで地域の方の消防に対する、消火に対する、地域は地域で守るというそういう概念が、そういうことを思っていたかかないと、柏樹議員さんが太美におられなくても、そういう声を聞こえるということは非常に私自身ちょっと恥ずかしく思ったり残念に思って、啓蒙、啓発を私自身していかなければならないと思っていますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

それから、地区の問題については、先ほど申し上げましたように町村会のほうで石狩、当別、新篠津だけでなく、もっと合併などでいろいろな問題が起きていることがあって、やっぱり課題になっておりますので、しっかりとただいまの柏樹議員さんの要望を少しでもかなえる方法でほかの町村長とも連携して要請してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたく思います。

以上でございます。

○副議長（後藤正洋君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。

1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 00分

再開 午後 1時 00分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

次に、通告6番、石川君の質問であります。

石川君。

○6番（石川和栄君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

その前に皆様に一言ちょっとお話しさせていただきたい点があります。私の通告書が手元にあると思いますけれども、3点質問させていただく予定でありましたが、1番目に書かれている介護支援ボランティア制度、これはこのたびの質問は取り消させていただきたいと思いますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

それでは、2番目から始めます。未婚者支援の対策ということで、きょう先ほど午前中に山田議員のほうからも少子化対策ということで具体的に質問がありました。表面的には少子化対策とはなっていませんけれども、これも少子化対策の総合的な目的の一つというふうにとらえてお話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。近年我が町も若者の未婚化が進んでいます。雇用環境の悪化や価値観の多様化など、結婚しない理由はさまざまですが、未婚率の上昇は少子化の進行を招き、地域社会に深刻な影響を与えます。当別町の町の中には若者同士の出会いの場所がほとんどない環境に置かれています。私は、よく若者のいらっしゃる親御さんのほうから、いいお嫁さんがいないかしらとかうちの娘結婚させてあげたいとか、そういう相談を受けます。そういう意味で、私はこのたびこの少子化対策の一環として未婚者支援というのも大事でないかなという思いで質問をさせていただきます。やはり結婚したいという気持ちを応援する、そういう支え合いの地域社会をつくっていくことがこれからは大事でないかなというふうに思います。親御さんが息子さんに結婚のことを聞くと、結婚はしたい、だけれどもなかなかめぐり会う、そういう機会がないという声が結構答えとして聞かされました。未婚率の減少に向け、行政を初め学識者や商工業、農業団体、またNPOなどで構成する官民一体の対策協議会の設置を私は考えます。また、男女成年の未婚者がどのくらい当別にはいるのかという掌握もぜひ、時間はかかると思いますが、していただきたいというふうに思います。そして、町内在住の未婚者、20歳から40歳までの人を対象に結婚への意識に関するアンケートを実施し、結果を分析するなどして、その結果を踏まえて男女の出会いを提供してあげる。イベントだとかパーティーを開催するなどもぜひ考えていただきたいというふうに思います。また、未婚の若者とその親御さん、保護者との相談対策をとることもとても大事だというふうに思います。本人にもたくさんあると思いますが、多くの相談は親御さんが結構抱えていることが現状です。また、民間とも連携し、婚活を応援する結婚サポーターを募集するなど

も一つのこれからの男女の出会いの重要な課題になっています。男女のそういう会話をしたことが余りない方、どう話したらいいかコミュニケーションを図れない方も結婚はしたいけれども、そういう方たちもふえています。また、結婚に関する情報発信をするインターネットサイトを立ち上げるなど、婚活に関する支援を多く発信していただきたい。また、近隣市町村や関連業者とも私はネットワークを広げる、そういう働きも大事でないかなというふうに思います。正直言って、結婚とは個人の自由ですが、高齢者の単身世帯の増加につながっています。そして、先ほど言いました少子化対策に加え高齢者の孤立化を防ぐ社会福祉の観点から未婚者支援というのは大きな意義があると考えます。特に相互の信頼関係をベースに出会うお見合いのように行政が信用という価値を加味した出会いの場を提供することは、結婚を希望する多くの若者とその保護者に受け入れやすいと考えますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

2つ目、質問の前にこのたびの未曾有の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

防災対策について、国難とも言うべき未曾有の東日本大震災を大きな教訓として生かす取り組みが各自治体で今ほど求められているときはありません。従来のマニュアルにはない最悪の状況を想定しての防災対策を実施することが大事であり、災害はいつ来るかわかりません。町民の皆様の生命と財産を守るのが私たち議員であり、行政の使命だと思えます。今町内会でも4分の3の町内会が自主防災だとかいろいろな面で訓練をし、防災対策に励んでいます。特にこのたびの大震災を本当に一人一人の家庭で危機管理を、また防災対策を話し合っていかなければならないということ、そして地域社会で支え合っていくということをこのたびの大震災で学ばせていただいたという声がたくさん上がっています。災害に強いまちづくりに向け、当別町の防災対策を今後どのように考えているのでしょうか。

2つ目、災害時に地域の情報や被害状況をいち早く住民に伝えるための防災無線の設置の考えはあるのでしょうか。

3つ目、避難場所である学校、公共施設における備蓄体制、つまり防災倉庫はどのようになっているのか。

4つ目、災害時に自力で避難できない高齢者や障がい者など、災害時要援護者に対する支援体制の整備はどのように考えているのか。これは、町民の意見を私が代弁させていただいた4つでございます。町長のお考えをお聞かせください。

最後に、教育長にお尋ねします。小中学校で命を守る防災教育を、災害時に必要な判断力や行動力を子どもに身につけさせる防災教育を実施し、命の大切さや人とのつながりの重要性を身につけることが大事と考えます。教育長のお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時22分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員さんの質問にお答えいたしますが、最初に未婚者支援対策についてというご質問でございました。石川議員さんがご発言されている本当の趣旨はどうか、ちょっと私もお質問聞いた中で理解しかねて、的確なご答弁になるかどうかちょっと自信がないのでございますが、要するにご発議ありました未婚者に対する支援が即結婚によって家庭がふえて、そして定住がふえることになり、地域のにぎわい創出をすることになるというようなことで、結局少子化対策につながるというふうを考えるわけでございますけれども、一定の基礎的指標となるものとしてはわかるのですけれども、しかし未婚者対策が直接的に子育て、少子化対策につながっていくというふうにもなかなかデリケートな面もありますので、お答えになるかどうかわかりませんが、要するにご発議ありました官民一体の協議会設置、信頼できるような、そういうところの中で団体が行う安心した出会いだとかそういう場所を提供して、いろんな相談体制をしていくということ。また、アンケートなども個人情報だとかプライバシーだとかいろいろなことがあるわけでございますので、きょうご発議いただきましたようなことも今後設置する少子化対策の専門部署においてその有用性について検討してまいりたいと思います。結婚サポーターや情報発信サイトの開設について、商工会や教育委員会など連携を模索しながら、少子化、子育てなどの情報を並行して発信していくという、そういうことが最良だと思いますので、石川議員さんのご発言の意をなるべく体して、この専門部署で十分に検討していきたいと思っております。ご理解をいただきたく思います。

次に、防災対策についてでございますけれども、本町の防災対策を今後どのように考えるか。災害時について、私は大崎市のことについて、議場でも申し上げましたけれども、本当に私は私なりに夜も寝れないぐらい、やっぱり皆さんに相談しなければならないこと、またおのれが決心しなければならないこと、いろいろあると思っていたわけでございます。そういうことの中で真剣に考えていたわけです。前段の柏樹議員さんからの質問もございました。町はどうするのだ、今後どうするのだ、原子力や何かどうするのだとか、いろいろなことを今石川議員さんも今後町はどうするのだ。私にすると、やっぱり皆さんとも協議をしてきた中で首相は首相、知事は知事、町村長は町村長で考えなければならないいろいろな問題や決断しなければならないことがいっぱいあったというふうに思うのであります。そういうことを思うにつけ、こういうふうなご質問をいただくと、本当に事故でいろいろ苦しむところございますけれども、できるだけ石川議員さんの貴重な発言にお答えを

させていただきたいと思っておりますけれども、今後の本町における防災対策についてということですが、今まで申し上げましたように柏樹議員さんの質問にも答弁させていただいたところですが、本町の防災対策全般について当別町では地域防災計画の中で各種災害等に対する対応についてうたっているところであります。現在国が進めております防災基本計画の見直し、それから北海道における地域防災計画の見直しとあわせて、本町については必要性に応じて適宜改正作業等を進めてまいりたいというふうに考えます。また、このたびの東日本大震災における姉妹都市大崎市のホームページの代理掲載支援だとか緊急支援物資及び人的支援など、本町職員の迅速な対応、私はこれは本当に誇りにしております。これ何回も町民の皆さんの団体のいろいろな集まりのときに、私や部長や副町長が指示する前に危機管理を磨いていた職員がそれぞれ適切な役割を果たしてくれたということは私誇りになると思っておりましたから、町民の皆さんには何回かこの点で話をさせていただいているところでございますけれども、改めて、せっかくご質問いただきましたので、そういうことでまずは今回については我が町の町職員は立派な対応をしたというふうに思っております。ただ、今回の震災における教訓を、それから支援活動における教訓、自助、共助、重要性、再認識したところでありますが、地域における防災学習の研修だとか訓練といったソフト面の強化を今誇りに思うと申し上げましたけれども、これまで以上にやっぱり強化してまいりたいというふうに考えております。緊急時の初動態勢の構築を図るべく町職員への危機管理における研修とあわせて行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、防災行政無線の設置についてお答えをいたしますけれども、石川議員さんがご指摘されたとおり、本町の防災行政無線は実施されておられません。冬期間の対策や広い行政面積という地域性からも、緊急時の情報伝達は住民の生命、財産を守るために非常に重要であるというふうには認識しております。防災行政無線の設置についてであります。現在はいろいろな形態のシステムが開発されておりますが、個別受信機をもし全戸に配布するということになると膨大な費用を、私のざっとした計算でも6億円はかかるだろうというふうに思われます。実は、今休憩中に答弁調整しておりましたうちに消防からも私の携帯にメールが、今現在起きたことがメール入ってきています。こういうことは、消防でシステム簡単にできておりますが、これも個人情報ですから、管理者である私には都度交通事故あるいは消防が動いたとき、救急が動いたときは連絡をいただくということになっていきますけれども、こういうことを全町民に発信するわけにはまいらないことはご理解いただけたと思います。というようなことで、今はいろいろなシステムがありますが、ご発議のあったように、いざというときに皆さん各家庭に届くようにするということになると6億円の費用がかかるということでございまして、非常に大事業になるということから実施に向けては財政状況を勘案しながら検討を進めていかなければならないというふうに考えておまして、現状から申し上げますと、可能なあらゆる通信伝達手段を通して住民周知ということになりますと、有線電話あるいは携帯電話、ファクス、町広報車、緊急

車両等によって行うこととなりますけれども、住民周知の補完的対応としては町内会及び収容避難所、管理者あるいは担当者、緊急時連絡表を作成して連絡体制強化を図っているところでありまして、地域においては自主防災組織、それから町内会での連絡網の作成及びその体制づくりをお願いして活動強化、あわせてお願いをしているところでございます。いずれにいたしましても、重要課題であることは町としては十分認識しておりますけれども、今申し上げたようにより簡便に皆さんにお知らせするとすると6億円の費用がかかるということで、実はこのことについてはそれ以外の方法として当別には青山にデータサイト、防衛省の施設局がありますので、自衛隊がおりますので、その関連で防衛省の補助事業として実は要望をいたしております。このほうがかなり費用も安く上がることは理解しておりますので、例えば千歳自衛隊のように隊のあるところはこういう補助事業も対象になるのでございますけれども、当別の場合はサイトでございますから、なかなか補助の対象にはならないということで、容易でないということでございます。その点についてご理解をいただきたく思います。

また、備蓄体制についてお答えいたしますけれども、町としては18年より保管、備蓄、代替として、いわゆる流通性備蓄を進めてまいりました。町内外の民間会社や団体と災害時における応急手当物資の供給等に関しては協定を結んでおりますので、いざというときには食料及び生活品の提供が行えるような仕組みの取り組みになっております。現在のところ、当別町は民間の12社と協定を結んでおりますので、北海道も市町村を包括した中で民間会社と同じく協定を結んでおりますから、災害時にはこのような協定先から必要によって食料の物資等を調達するということになってございます。

次に、災害時における高齢者や障がい者などに対する支援体制についてでありますけれども、現在のところ町の福祉部局で保有する障がい者、それから高齢者の福祉情報の一元化に向けたシステムづくりを取り進めておりまして、また民生児童委員協議会のほうで災害時の自力で避難が困難な要介護者の台帳を作成しておりますので、災害時にはこれらの要介護者の把握、それから集約を行いまして、町内会、それから当別消防署、当別町社会福祉協議会、民生児童委員と連携して要介護者、それから援護活動や安否確認、それから災害情報の提供を行っていきたいというふうに考えております。現在地域福祉計画の見直しを行っておりますけれども、委員の中からも要介護者に対する支援への具体的な取り組みについて意見が出ていますので、今後個々の要介護者に対する支援者の配置や、それから平常時からの地域の情報、共有の課題があり、その内容を盛り込んだ避難の支援プランの作成や行政情報をベースとした災害時要援護者台帳の作成等について関係団体と協議しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上で石川議員さんの一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 石川議員の一般質問にお答えをします。

小中学校において命を守る防災教育の実施の考え方についてでございますが、本年3月

11日に起きました東日本大震災は大きな衝撃を受け、また悲しみが込み上げた記憶がいまだに残っております。学校における防災教育は、学習指導要領等に基づき生涯にわたり防災対応能力の基礎としての知識や意識、技能、態度などを育成するために家庭や地域社会との連携を図りながら、避難訓練だけでなく各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通して体系的に行われております。町内の各小中学校におきましては、早速今回の大震災をテーマとした防災教育を実施いたしました。地震の恐ろしさや身の守り方、被災者の心情や命のとうとさについて、この学習を通して具体的に子どもたちは学習をしました。その中で児童生徒が被災者の方々に自分は、あるいは僕たちは、私たちが何ができるかを考え、話し合い、まずは保護者と協力して募金活動に取り組みました。さらには、子どもたちの言葉を記した励ましのメッセージや横断幕を作成し、姉妹都市の大崎市に届けたところであります。児童生徒には、自分たちで行う活動を通して安全への意識や命の大切さなどをしっかりと身につけることができたと考えております。

私は、先日の占冠村のJRトンネル内で起きた特急おおぞら号の脱線火災事故で乗客がとった行動のように、自分の命は自分が守るという大切な一人の発意が周りの人とつながり、乗客という集団の安全を守ることになったということも子どもたちに伝えていくことが大切と考えております。特に自分の命は自分が守ることの大切さ、私はこのことを教訓としている事故のことを紹介をいたします。私が平成12年度に北海道教育庁胆振教育局に勤務していたとき、室蘭栄高校の生徒が遊泳禁止となっている、皆さんご存じだと思のですけれども、イタンキ浜で水死するという痛ましい事故が起きました。皆さんご存じのとおり、室蘭栄高校は進学校であり、受験学力の高い生徒が入学する学校です。死者にむち打つという考えではなく、教訓として本当の学力とは何か、この生徒に欠けていたことは何だったのかを真剣に考えました。1つは、遊泳禁止の意味はわかるという知識はあるが、生活や行動につながり生きるという力になっていなかったのではないかと。2つ目は、遊泳禁止という情報を読み取る力がなかったのではないかと。3つ目は、泳ぎたいという自分の気持ちを制御する心が育っていなかったのではないかと等々、いろいろなことを考えました。もちろん今申し上げたことは、亡くなった個人の問題に帰することばかりでなく、学校教育全体の課題と受けとめることが極めて大切なこととあります。これらのことは、学校において自分の命を守る教育を進めていくためには、実際の場面に即した体験的な学習はもとより、それらの学習と関連させながら日常から命を大切にする心や人とつながる力を育て、生活や行動に生きる学力を強化学習だけでなく道徳教育やなすことによって学ぶと言われている特別活動などで教育活動の全体を通して総合的に育てていかなければならないということを教えております。もちろん町内の各小中学校ではこのような視点から防災教育を進めていくというふうに私はとらえております。

このようなことから、今後も学校において子どもたちがみずから安全を守るために危険予知の力、判断力、危険を回避する力、行動力、そして日常からの安全に対する意識や態度とともに命の大切さや集団や地域の安全に役立つための人とつながる力などを身につけ

る防災教育を一層充実するよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成23年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時45分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員